

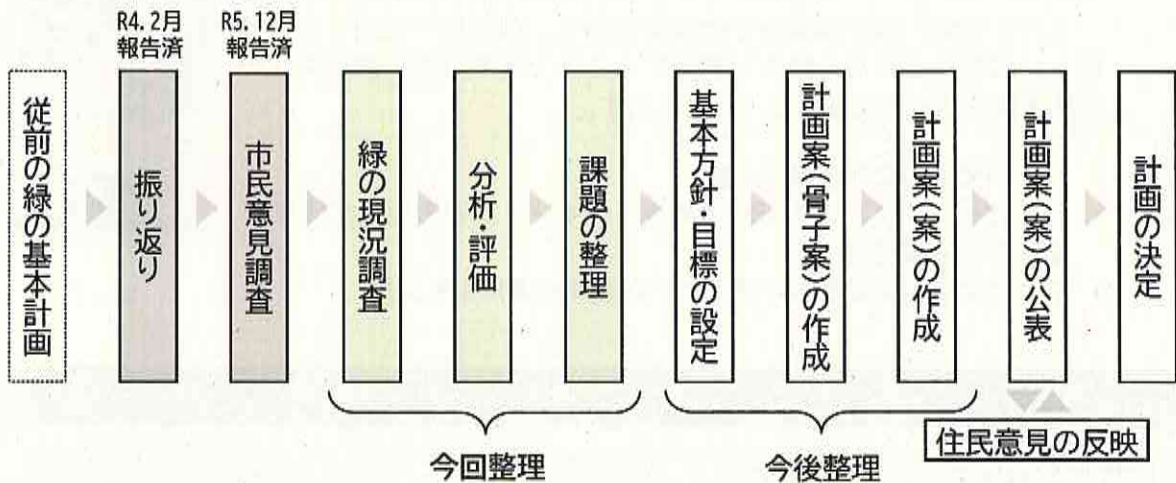
福岡市緑の基本計画の改定の検討状況について

1 趣旨

都市緑地法に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である「緑の基本計画」の改定については、上位計画である第10次福岡市基本計画等の検討を踏まえ、市民や有識者、議会の意見等を伺いながら検討を進めており、今回、進捗状況について報告するもの。

2 検討状況

<計画策定のフローチャート>

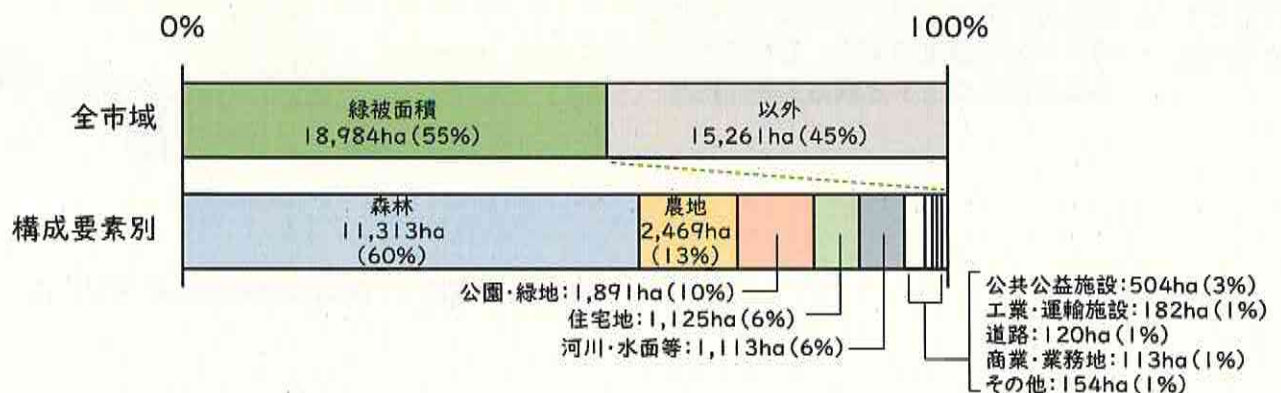


緑の現況調査

(R4調査実施・R5とりまとめ)

(1) 緑被面積

- ・福岡市内全域の緑被面積は18,984haで、緑被率は55.4%。
- ・構成要素別に緑被面積をみると、全体のうち森林が60%を占め、次に農地13%、公園・緑地10%、住宅地6%、河川・水面等6%。



(2) 持続性のある緑*の変遷

- ・持続性のある緑は324ha増加した。
- ・公園緑地や水道水源かん養林が増加した一方、農地のほか、風致地区内の開発や緑地保全林地区等の指定解除などで減少した。

※ 次のいずれかの要件に当てはまるものと定義している。

ア 法令により土地利用転換が制限されている緑地

イ 公的機関がそれに準じる団体が所有または借地している公園緑地や施設の緑

ウ その他法令による位置づけがある緑

◎ 基本方向毎の主な課題

基本方向1 森の緑地環、緑の腕、博多湾水際帯を守り、つなぎます

骨格

- ・山林の緑が豊かと感じている市民の割合は目標ほぼ達成。
- ・市域全体の「永続性のある樹林地」は増加したが、市街化区域で減少。
→市街化区域内での樹林地の保全が課題

基本方向2 山すそから海辺まで緑の水脈と緑のみちで結びます

むすぶ

- ・緑被面積は増加したが、豊かと感じている市民の割合は目標に到達していない。
→市民が実感できる緑の連続性の確保が課題

基本方向3 九州・アジア新時代の交流拠点にふさわしい個性と風格を、緑と歴史でつくります

拠点

- ・都心部の緑が豊かと感じる市民は増加しているものの、緑被面積は微増にとどまる。
→都心部やアイランドシティ等の拠点における緑化の推進が課題

基本方向4 心を癒し身近な生活に潤いをもたらす緑をつくります

身近

- ・公園の再整備は進んだが、公園に親しみを感ずる市民の割合は目標に到達していない。
→公園に親しみを感ずる利活用の促進が課題
- ・公共公益施設の緑被面積は増加したが、民有地の緑被面積は減少。
→民有地の緑化が課題

基本方向5 福岡県西方沖地震等を教訓に、安全・安心を支える緑をつくります

安全・安心

- ・公園の再整備は進んだが、防災対策が充実していると感じる市民の割合は目標に到達していない。
→公園の防災機能についての広報啓発が課題

基本方向6 市民・企業による主体的な緑のまちづくりを支えます

共働

- ・団体数は増加したが、参加している市民の割合は減少。
→市民の参加率向上が課題

(参考) 第10次福岡市基本計画(原案)

◎ みどりに関連する主なポイント

<目標4> 人と自然が共生し、身近に潤いと安らぎが感じられる

- ・行政・市民・地域・企業などの多様な主体が共働して博多湾や河川、緑地などの保全、生物多様性の確保に取り組む。
- ・公園や道路などの公共空間や公開空地などの民有地において、市民や企業との連携、共働を進めるとともに、立地の特性に応じた公園等の整備や魅力向上を図るなど、市民が花や緑などの身近な自然に囲まれ、潤いと安らぎを感じられるまちづくりを進める。

<目標6> 都市機能が充実し、多くの人や企業から選ばれている

- ・博多湾や那珂川などの水辺や通り、広場などのオープンスペースを活用し、花や緑、文化芸術、歴史などにより、彩りと潤い、賑わいがある魅力的なまちづくりを進める。

<空間構成目標> 緑の骨格

- ・緑や水辺で構成される「緑の骨格」は、福岡らしい風景をつくり、市民の憩いの場を創出するとともに、気候変動への対策や生物多様性の確保など、大きな役割を果たしている。



緑の基本計画検討委員会

有識者等12名から構成される委員会を開催し意見を聴取

- R5. 11. 20 第1回検討委員会 (現計画の振り返り)
- R6. 1. 26 第2回検討委員会 (市民意見調査・現況調査)
- R6. 8. 8 第3回検討委員会 (改定の方向性)

3 改定の方向性

社会情勢の変化や世界の潮流を踏まえ、現代における、みどりに対する考え方を明文化することで、時代のニーズに対応した、みどり行政を推進していく。

(1) “みどりを大切にする姿勢”の明確化

公園や街路樹等の緑は、市民の貴重な財産であり、都市環境の形成に寄与し、市民生活に潤いや安らぎをもたらす重要な要素、という認識のもと、“みどりを大切にする姿勢”を基本としたうえで、地域の声や市民の想い、歴史や背景、気候変動対策、生物多様性の確保、効率性や経済性など、様々な観点から総合的に勘案して、みどりのまちづくりに取り組んでいく。



<みどり豊かな街路樹>
※舞鶴公園南側



<都市の中の身近なみどり>
※福岡市動植物園周辺

(2) 基本方向に“こども・若者”の視点を追加

次代を担う子どもたちが明るい未来を描くことができるものにするために、福岡市の緑の将来像図を実現するための基本方向に“こども・若者”の視点を盛り込む。



<地域の子も達との植樹>
※雑餉隈桜並木通り



<インクルーシブな子ども広場整備>
※百道中央公園

(3) “共働”の拡大

花“で”まちづくりを行う「一人一花運動」の拡大や、市民や企業と共働で、緑豊かなまちづくりを推進する「都心の森1万本プロジェクト」の開始を背景に、愛護会の担い手不足や地域コミュニティの希薄化などといった課題も踏まえ、個が共感できるよう意識を醸成すべく、緑の“共働”の側面を幅広く打ち出していく。



<地域主体の公園づくり>
コミュニティパーク事業 ※田隈中公園



<地域・企業による花壇づくり>
(株式会社正興電機製作所) ※博多区東光

(4) 特色あるみどりの創出

天神ビッグバンや博多コネクティッドにより生まれ変わる都心部をはじめ、市内各所の公園において、新規整備や再整備の機会を捉え、民間活力の導入など、様々な手法を用いて、多様性に満ちた、質の高い、福岡市らしいみどりをつくっていく。



<民有地の建替えに伴うみどりの創出>
※福岡大名ガーデンシティ



<民間活力の導入による魅力向上>
※高宮南緑地

(5) 計画・事業の再定義

緑の基本計画に関連する「みどり経営基本方針(H27策定)」や「公園再整備計画(H20策定)」など複数の個別計画をブラッシュアップして盛り込むとともに、現在取り組んでいる各種プロジェクトを体系化して推進していく。

◎ 改定のポイント

- 課題解決に向けて、社会情勢の変化、市民の意見、世界的潮流を踏まえて、取り組んでいく。
- 福岡市の目指す「みどりの将来像図」については、長期的な時間軸で考えるものであることから、「基本方向」は維持しながら、取り組んでいく。
- 多様な主体に、みどりのまちづくりに携わってもらうため、基本方向をはじめ、様々な取組みをより分かりやすく表現していく。

基本方向1 みどりの骨格を守る

- ・市街化区域における樹林地・農地の保全
- ・自然を大切に取る取組みの継続と、森林、博多湾、干潟などの保全
- ・森林の面積を維持するとともに、植生の多様性を回復させて緑の質の改善
- ・災害の防止など森林の持つ公益的機能の維持向上や、生態系の保全、ネットワークの形成など生物多様性への配慮の観点からの、適切な維持管理による森林による自然環境の保全
- ・担い手(林業従事者)の育成など、林業を安定させる仕組みづくり

基本方向2 海と山をみどりの回廊で結ぶ

- ・人口増加に伴う宅地造成により農地が減少する状況下での緑被面積の確保
- ・民有地の緑も含めた市内の緑(樹林地、河川、農地など)のネットワーク化
- ・適切な維持管理による大気浄化や騒音の緩和など、緑による生活環境の改善

基本方向3 みどり豊かな拠点を作る

- ・都心の公園・水辺空間において憩いや賑わい・観光・歴史・文化芸術等の拠点創出
- ・アジアの玄関口として、賑わいや憩いの場とする観点を踏まえ、大規模な公園において集客を促進
- ・民との連携による公園の利便性や魅力の向上
- ・公園や道路等への植栽や管理の充実、ビルの建替えに伴う緑の導入など、官民による都心部等の緑化推進

基本方向4 身近な暮らしの中のみどりを活かす

- ・今後の人口構成を踏まえ、子どもの遊び場や市民の憩いの場等となる公園の整備や適正配置
- ・子ども等が安心して遊べる環境のため、公園の適切な維持管理や利用ルールの柔軟化
- ・健康増進や子育てなど、公園における多様なニーズへの対応
- ・公園に親しみをもってもらうため、公園の利活用を促進
- ・住宅地をはじめとする民有地や公益施設における緑化の推進のあり方について検討
- ・街路の緑化推進と適切な維持管理の充実

基本方向5 みどりで安全・安心なまちを支える

- ・緑が持つ透水、保水といった災害の防止や暑熱緩和につながる多様な機能の確保、活用
- ・防災拠点となる公園の整備の継続
- ・市民への適切な情報発信

基本方向6 行政・市民・企業など様々な主体がみどりのまちづくりに携わる

- ・みんなが自由で楽しく緑のまちづくり活動に参加できる環境づくりや仕組みづくり
- ・今後の担い手確保やマネジメントのあり方も見据えた、官民連携の推進
- ・緑についての市民・企業への情報発信とまちづくり活動への参画促進
- ・担い手の継続的な活動を支援するための、ソフトウェア(活動)とハードウェア(整備)の好循環の構築
- ・市内内部における各部署の連携強化による全庁的な緑化推進体制及び進捗管理方法の構築

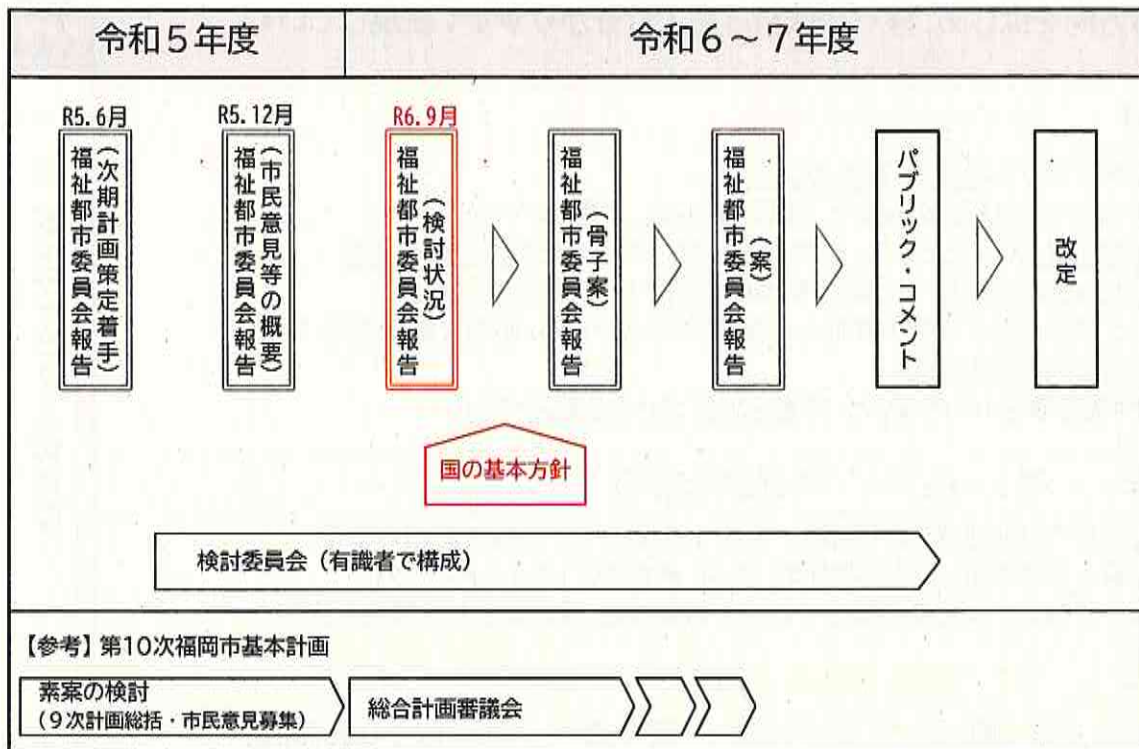
横断的な視点
(世界的潮流)

- Well-beingへの貢献
- SDGsへの貢献
- ネイチャーポジティブ・カーボンニュートラルへの貢献

グリーンインフラ
の推進

4 今後の進め方

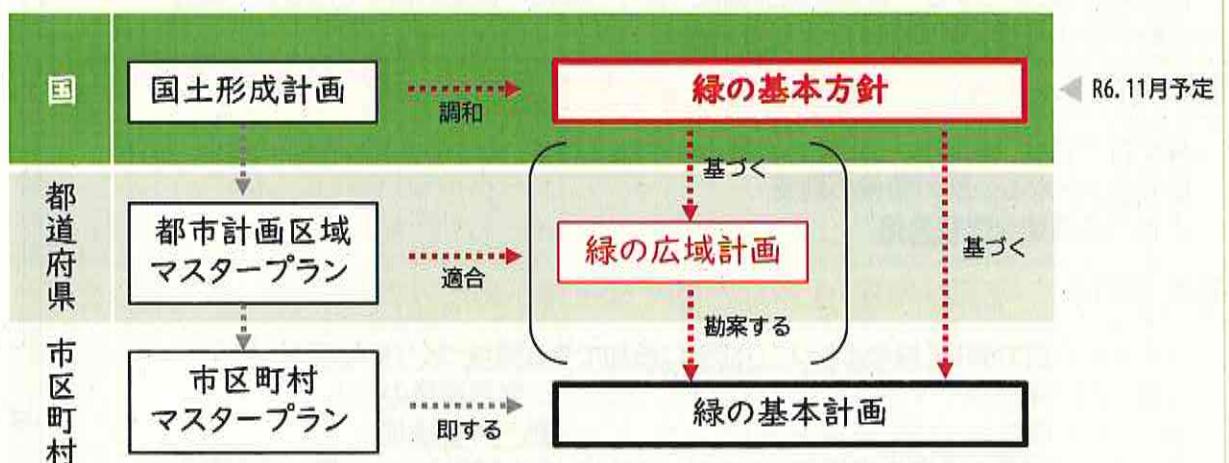
令和7年度の改定を目指し、国が提示する基本方針の策定状況等を注視しつつ、検討委員会にて有識者等から助言をいただきながら検討を深め、適宜議会にも報告しながら改定に取り組んでいく。



〈参考〉都市緑地法の改正

緑の基本計画の根拠となる都市緑地法に関連して、「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が5月29日に公布され、国が緑地の保全等に関する基本方針を提示し、都道府県が基本方針に基づき広域計画を策定、市町村はその基本方針に基づき、広域計画を勘案して、緑の基本計画を定める必要がある、とされたことから、国が提示する基本方針の策定状況等を注視しつつ、取り組んでいるところ。

参考：計画の連携イメージ(黒字:既存、赤字:新設)



令和4年度
緑の現況調査結果

令和6年3月
福岡市

目次

第1章 調査の概要	1
1. 目的	1
2. 調査手順	1
第2章 調査方法	2
1. 衛星画像による植生領域の抽出	2
(1) 解析処理の流れ	2
(2) 解析に用いた衛星画像データ	3
(3) 解析準備	5
(4) 画像解析	6
(5) GIS処理	11
2. 全市域の緑被面積及び緑被率の算出	12
(1) 土地利用区分別緑被面積の集計と補正	12
(2) 緑被分布データの作成(植生領域抽出データの土地利用データ補正)	13
3. 保全系・創出系の緑の面積及び割合の算出	13
4. 持続性のある緑の面積及び割合の算出方法	14
(1) 定義	14
(2) 面積の算出	15
(3) 全体面積の算出	15
5. 行政区別の緑被面積及び緑被率の算出	15
6. 町丁目別の緑被面積及び緑被率の算出	15
7. 都市計画用途地域別の緑被面積及び緑被率の算出	15
第3章 調査結果	16
1. 福岡市の緑の現況量	16
(1) 全市域の緑被面積及び緑被率	16
(2) 保全系・創出系の緑の面積及び割合	20
(3) 持続性のある緑と持続性のない緑の面積及び割合	22
(4) 行政区別の緑被面積及び緑被率	26
(5) 町丁目別の緑被面積及び緑被率	27
(6) 都市計画用途地域別の緑被面積及び緑被率	29
2. 新・緑の基本計画の目標達成状況	31
(1) 目標達成状況一覧	31
(2) 総括目標の達成状況	32
(3) 重点分野の成果指標の達成状況	35
3. 緑の量の変遷	43
(1) 過去の緑被面積の調査方法	43
(2) 全市域の緑の量の変遷	44
(3) 市街化区域の緑の量の変遷	45
(4) 市街化調整区域等の緑の量の変遷	46
第4章 現況のまとめと課題	47

<用語の定義>

緑

福岡市の新・緑の基本計画で対象とする「緑」は、市域内における

- ・公園、森林、農地、河川・水面
- ・道路や学校等の公共公益施設等の緑地または緑被されたオープンスペース
- ・民有地の樹木等の緑地または緑被されたオープンスペース

とする。なお、ここでは、「緑被」及び「緑被地」も同義語とし、「緑被面積」は、樹林地、草地、農地や河川・水面、公園のように、植生で覆われていたり、植生で覆われていなくても自然的な状態にある地表面の面積と定義する。

緑被率

「敷地面積」に占める「緑被面積」の割合。

植生領域

衛星画像で抽出された植生の領域で、森林・樹木・草地・街路樹・芝地・農地・宅地内の樹木など、植生と想定される範囲を指す（土地利用の観点から、抽出するものではない）。

地域制緑地

法や条例等による緑地（次ページの図1参照）。

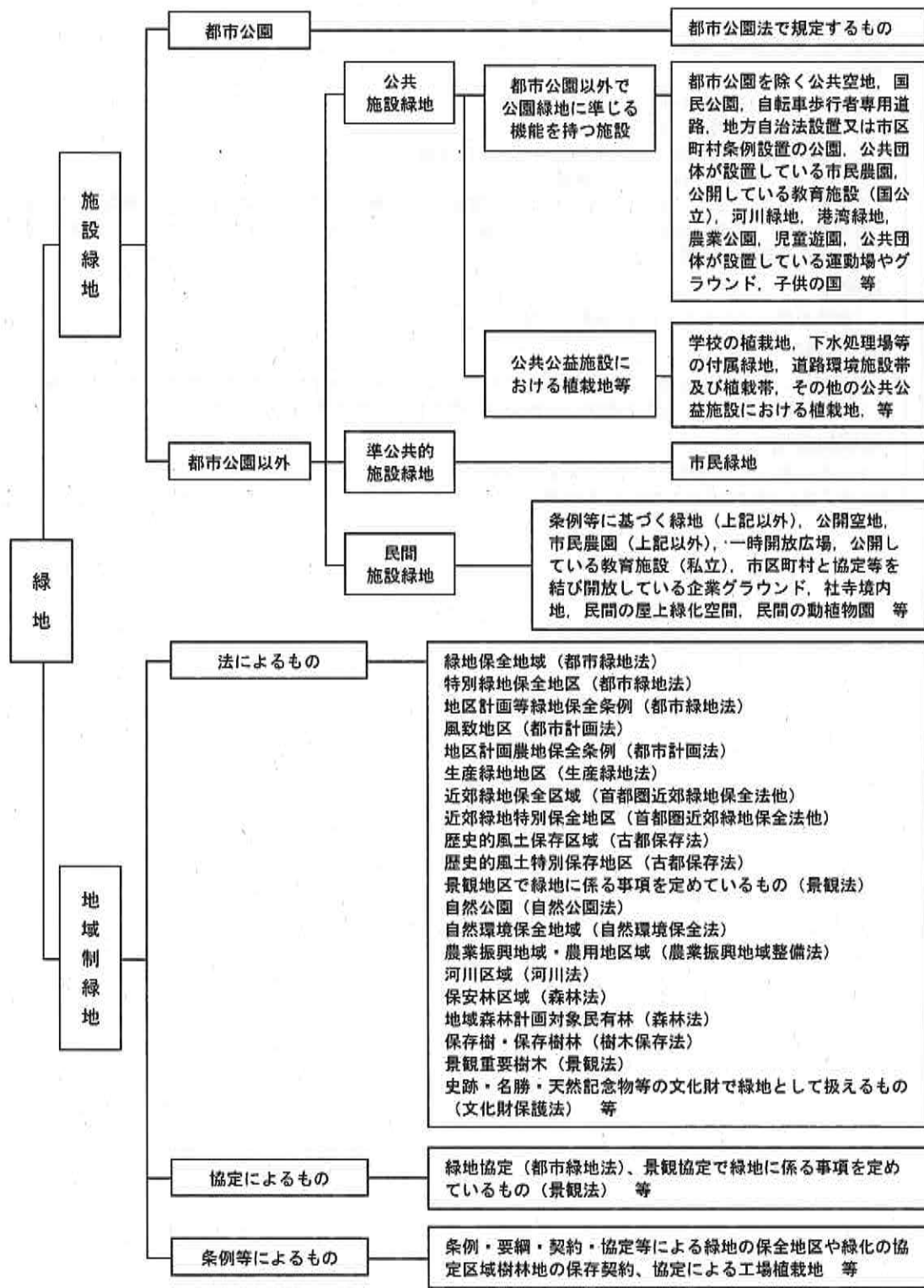


図1 緑地の分類

出典：緑の基本計画ハンドブック令和3年改訂版 p.71, 日本公園緑地協会, 令和3年5月

第1章 調査の概要

1. 目的

本業務は、「福岡市緑の基本計画」を推進し、今後の緑化推進のあり方を示すため、本市における緑被の分布を明らかにすることを目的とする。

2. 調査手順

調査の手順は図1-1のとおりである。

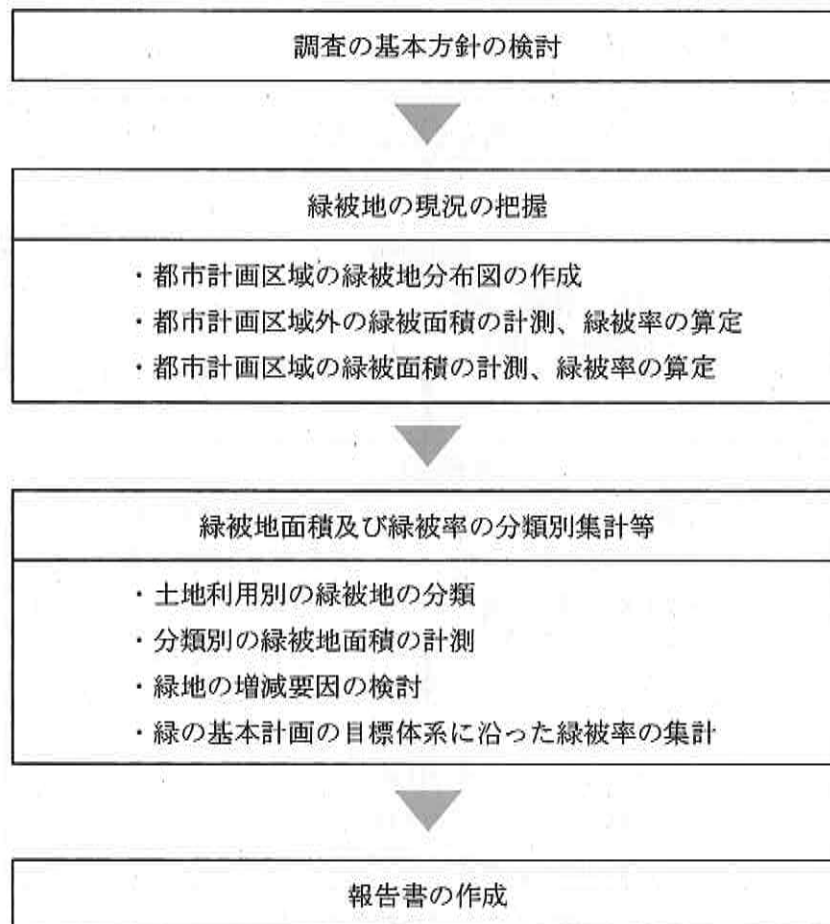


図1-1 調査手順

第2章 調査方法

1. 衛星画像による植生領域の抽出

(1) 解析処理の流れ

福岡市を観測した GeoEye-1 及び WorldView-2 衛星の画像データを利用して、画像解析処理により解析対象範囲内における緑被領域を判別し、その結果を GIS データ化することで福岡市の緑被抽出資料を作成した。

緑被領域抽出に際しては、平成 19 年度及び平成 29 年度に実施した緑被抽出結果を参照データとして利用した。特に閾値^{※注1}の設定に関しては、参照エリア（図 2-2）を設けて、該当エリア等での検討をもとに行った。

図 2-1 に解析処理の流れを示す。

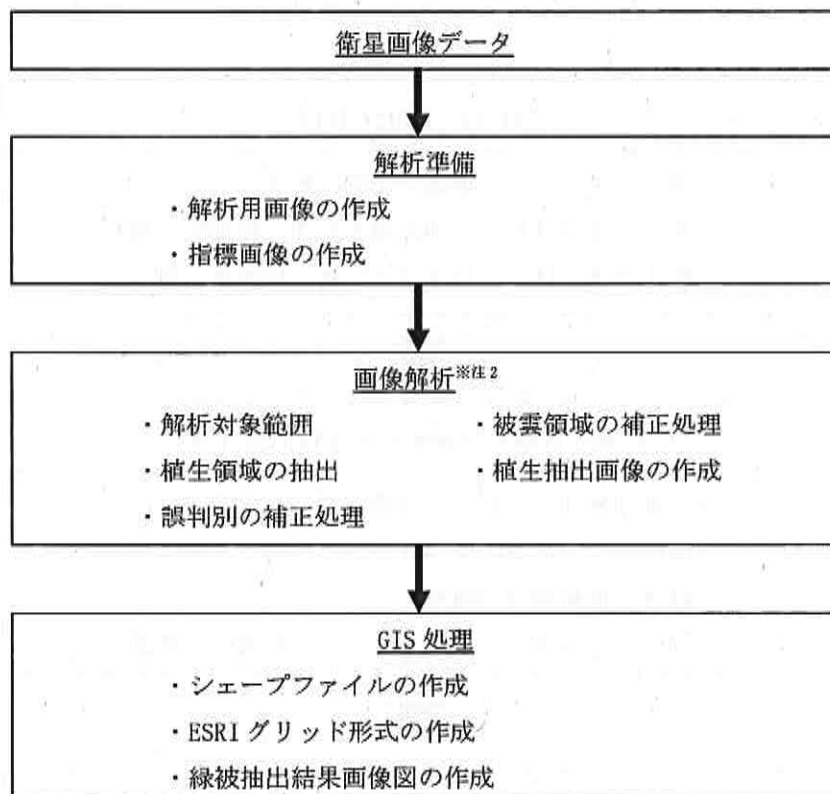


図 2-1 解析処理の流れ

※注1) ^{いきら} 閾値 (threshold) : 画像解析処理において、ある土地被覆（例えば植生）を特定したり、他の土地被覆と分離したりするために設ける値を閾値と呼ぶ。その値より高い（または低い）数値の領域を対象領域とする。

※注2) 画像解析で建物の影が見られる場合には「影領域の補正処理」が必要であるが、今回解析で使用した画像は5月末から6月初めにかけて撮影されており、太陽高度が非常に高く画像上影領域がほぼない画像であったため、影領域の補正処理を行っていない。

(2) 解析に用いた衛星画像データ

本業務では GeoEye-1 及び WorldView-2 衛星で観測された可視光（青・緑・赤）から近赤外域の 4 つの波長帯（バンド^{※注1}）の画像データを使用した。なお、それぞれの画像データは 11 ビット階調の情報を有するデータとなる。本解析では、0.7m の解像度を有する製品を取得し、1m にリサンプリング後解析を実施した。

解析対象範囲は 4 つのストリップ^{※注2}（撮影帯、撮影単位）で構成されており、これらの画像データにはそれぞれオルソ処理^{※注3}が施されている。

表 2-1 に用いた衛星画像の仕様、図 2-2 に画像の構成と解析範囲、参照エリアを示す。

なお、解析するにあたり各撮影画像における被雲エリアの影響が最小となるよう考慮した。

※注1) バンド：衛星のセンサが感知することのできる電磁波の区切り（波長域）毎のデータ。GeoEye-1やWorldView-2衛星画像データでは、青、緑、赤、近赤外の4つのバンドを有する。

※注2) ストリップ：一度の観測で撮影された範囲またはその衛星画像データ。

※注3) オルソ処理：人工衛星や空中写真から撮影されたままの画像データには、地形の高低差や観測方向に起因する歪みがある。こうした歪みを地形データ（地形の標高等を数値化したデータ）等により補正すること。この処理により、GIS上での各種地理空間情報（地図情報等）との重ね合わせが可能となる。

表 2-1 衛星画像の仕様

ストリップ	衛星センサ	観測日	画像解像度	使用バンド	備考
1	WorldView-2	令和4年5月24日	0.7m	可視(青・緑・赤)、近赤外	1mにリサンプリング
2	GeoEye-1	令和4年6月8日	0.7m	可視(青・緑・赤)、近赤外	1mにリサンプリング
3	GeoEye-1	令和4年6月8日	0.7m	可視(青・緑・赤)、近赤外	1mにリサンプリング
4	GeoEye-1	令和4年6月8日	0.7m	可視(青・緑・赤)、近赤外	1mにリサンプリング

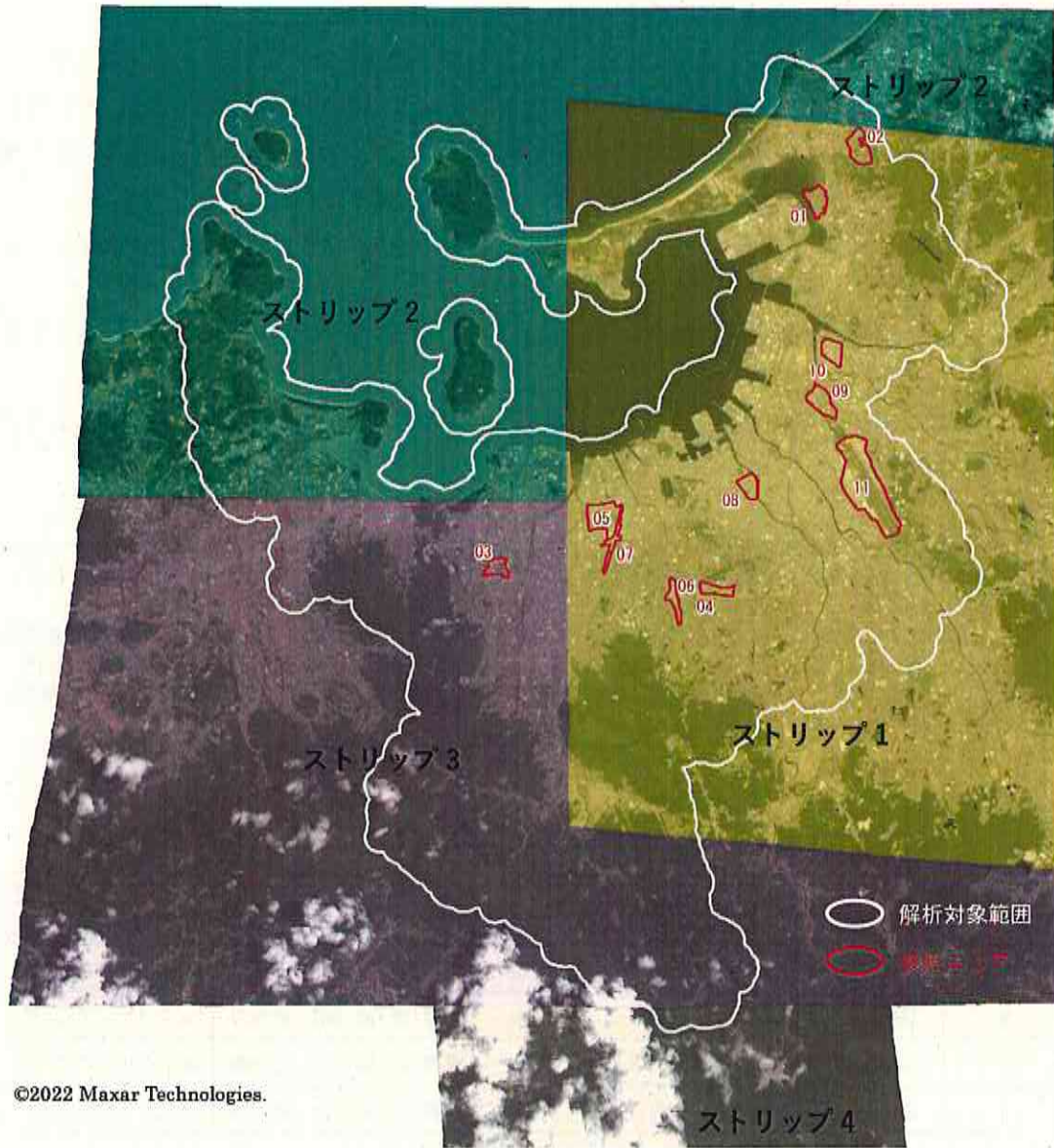


図 2-2 解析に用いた衛星画像 (ストリップ、解析対象範囲、参照エリア)

(3) 解析準備

各ストリップの画像データについて、解析の前段階として画像処理を施して、解析に用いる画像データを作成した。

1) 解析用画像の作成

以下のとおり、解析用画像データの作成を行った。

- ①解像度 : 1m (リサンプリング)
- ②画像種類 : オルソ画像
- ③階調・バンド数 : 16ビット・4バンド

2) 指標画像の作成

植生領域を抽出するための指標画像として、NDVI^{※注1} (Normalized Difference Vegetation Index: 正規化植生指標) 画像を作成した。

NDVI の算定は以下の式 (1) に示す。

$$NDVI = \frac{NIR_o - R_o}{NIR_o + R_o} \quad \dots \dots (1)$$

NDVI; NDVI 値 R_o ; 赤バンド DN 値^{※注2} NIR_o ; 近赤外バンド DN 値^{※注2}

※注1) NDVI (Normalized Difference Vegetation Index) : 正規化植生指標。植物の葉緑素 (クロロフィル) が太陽からの電磁波の可視光 (赤) を吸収し、近赤外は非常に強く反射することを利用した比演算による植生指数の算出法。植生の活性度や量の大小を反映するといわれる (図 2-3)。

※注2) DN値 (Digital Number値) : 製品として提供される衛星画像データの値。一般に、この値から、必要に応じて放射輝度や反射率といった物理量を得ることができる。

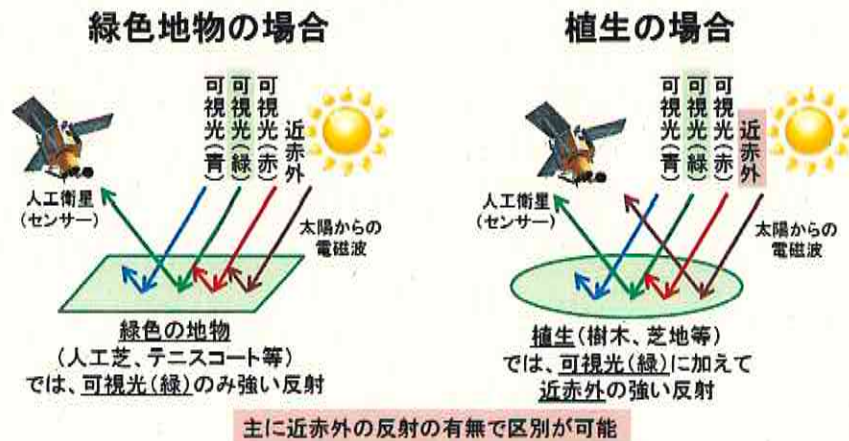


図 2-3 衛星画像による NDVI 算出

(4) 画像解析

解析準備で作成した画像データを使用して、植生領域の抽出処理を実施した。なお、抽出処理はストリップ別に実施した。

1) 解析対象範囲

福岡市全域（小呂島を除く^{※注1}）の約 340km²を解析対象範囲とした（図 2-2 参照）。

※注1) 小呂島は福岡市本土から距離が離れているため、解析対象範囲に含めていない。小呂島は Google Earth 航空写真（令和4年4月9日撮影）を用いて緑被面積を算定した。

2) 植生領域の抽出

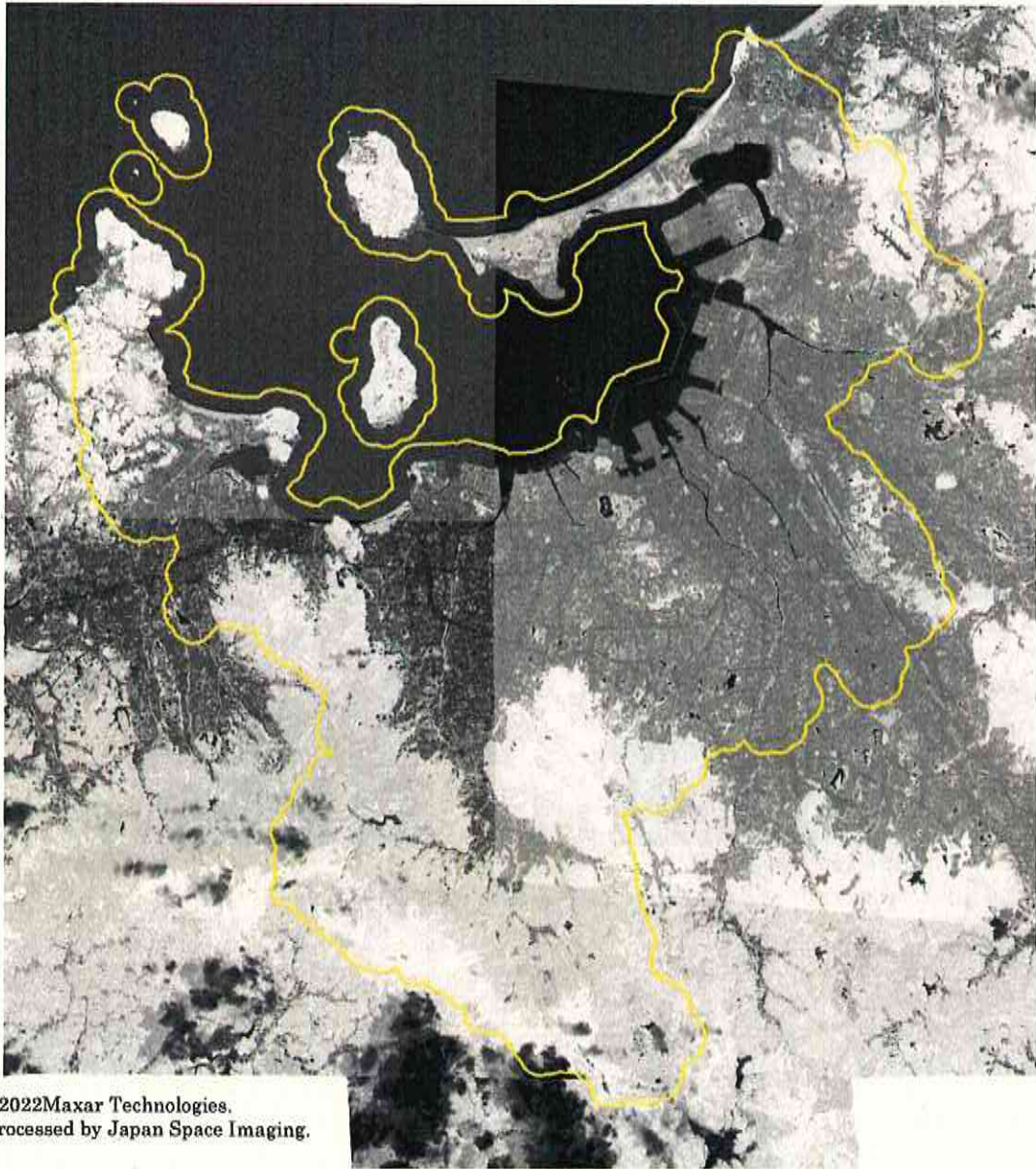
基本抽出処理として、NDVI 画像を利用した植生領域の抽出を行った。

各ストリップの NDVI 画像において、植生の判別に適した閾値をそれぞれ設定し、その閾値より高い数値を植生領域とした。ここで、閾値は可視画像及び過去（平成 19 年、平成 24 年、平成 29 年）の抽出結果を参考に、参照エリア^{※注2}（図 2-2）で目視による検討を行い決定した。参照エリアにおける検証内容は、資料編「1. 植生領域抽出結果の検証」に示す。

ただし、この段階では誤判別領域（非植生領域を植生領域として抽出）が存在するため、後の補正処理等を重ねることで誤判別領域を減少させ、植生領域の抽出精度を高めた。

図 2-4 に抽出処理に利用した NDVI 画像を示す。本画像では、NDVI の値が高いエリアが明るく、低いエリアが暗く表示される。一般的に植生の活性度が高いほど NDVI 値が高くなる。

※注2) 参照エリア：衛星画像の緑被抽出結果と、現況や過去調査の比較参照を行ったエリア。

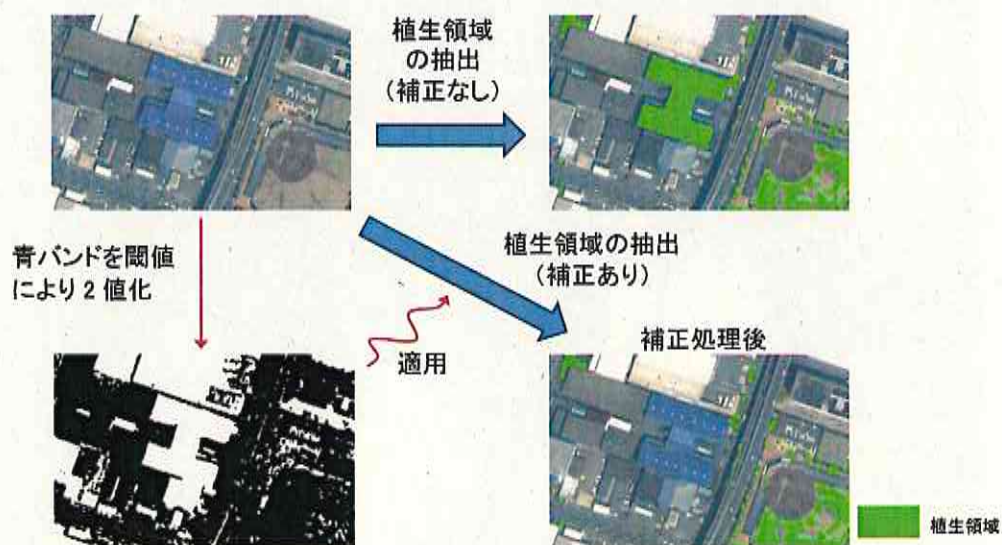


©2022Maxar Technologies.
Processed by Japan Space Imaging.

图 2-4 NDVI 画像

3) 誤判別の補正処理

NDVI 画像を利用して抽出した基本処理段階の植生領域は、誤判別領域を含んでいる。誤判別領域の多くは、工場や住宅の屋根、陸上トラックなど青色系の特殊塗装を施している施設が植生域と誤判別されていることが確認された。よって、可視光域の青バンドに閾値を適用し、植生と判別された領域内における誤判別領域の補正処理を施した(図2-5)。



©2022 Maxar Technologies.

図2-5 青色系誤判別領域の補正例

4) 被雲エリア領域の補正処理

解析対象範囲内において、雲の影響がある領域に対して、解析前に雲マスクを作成し異なる閾値 (NDVI) を設定する等の必要がある。本作業では、ストリップ 3 及びストリップ 4 で雲・ヘイズ^{※注}の影響のある領域が確認されたため、本ストリップ画像において別途 NDVI 値を設定することでヘイズエリアにおける植生域の抽出を行った。

また、市南部の領域では NDVI 値の閾値のみで植生域を抽出できない被雲エリアがあり、平成 29 年度解析時の画像と比較してこれらのエリアの多くは森林域と判断されたため、過去の解析結果と比較して手動で緑被エリアとして追加処理した (図 2-6)。

※注) ヘイズ: 薄雲や霧及びそれらによるうっすらとした遮蔽を示す。



©2022 Maxar Technologies.

図 2-6 飛雲箇所を含んだ雲マスク

5) 植生領域抽出画像の作成

各ストリップで抽出した植生領域について、撮影条件が良好なストリップ 1、ストリップ 2、ストリップ 3、ストリップ 4 の順で統合し、植生領域抽出画像を作成した(図 2-7)。



図 2-7 植生領域抽出画像 (緑色 : 植生領域)

(5) GIS 処理

解析処理で作成した植生領域抽出画像について、以下の GIS 用データを作成した。

1) シェープファイルの作成

緑被抽出画像データからシェープファイルへ変換処理後、隣接するフィーチャを統合した。

なお、フィーチャは隣接するポリゴンのみ結合したシングルパートフィーチャとして作成した。

2) ESRI グリッド形式の作成

結合されたシェープファイルから ESRI グリッド形式へ変換した。

なお、出力セルサイズは衛星画像データと同様に 1m に設定した。

2. 全市域の緑被面積及び緑被率の算出

(1) 土地利用区分別緑被面積の集計と補正

土地利用区分別の緑被面積は、衛星画像から抽出した植生領域抽出データ図と土地利用現況図（令和4年都市計画基礎調査結果）をオーバーレイ・演算して算定した。

ただし、過去の調査方法に従って、樹林地、草地、農地や河川・水面、公園のように植生で覆われていなくても自然的な状態にある山林、田、畑、水面、河川敷・海浜・護岸、公共空地、ゴルフ場の緑被率は100%とし、植生で覆われていても緑としての活用が難しい未利用宅地、その他の空地、軌道敷の緑被率は0%とした。

また、道路については、その細長い形状から範囲の誤差が大きく、周辺の敷地からの植栽の影響が大きいことなどから、平成19年以降の街路樹の増減本数と街路樹一本あたりの緑被面積から緑被面積を算出した。

表2-2 土地利用区分の緑被面積算定手法

土地利用区分 ^{※注1}		緑被面積算定手法
森林	山林	緑被面積=敷地面積とした
農地	田	緑被面積=敷地面積とした
	畑	
	農林漁業施設用地	緑被面積=敷地面積×緑被率 (緑被率は、衛星画像による植生領域図から算定) ^{※注2}
河川・水面等	水面	緑被面積=敷地面積とした
	河川敷・海浜・護岸	
公園・緑地等	公共空地	緑被面積=敷地面積とした
	ゴルフ場	
道路	道路用地	H19以降に増加した緑被面積=H19年以降に増加した街路樹の本数×樹種別(高木・中木・低木)の一本当たりの緑被面積
公共公益施設	公共施設用地	緑被面積=敷地面積×緑被率 (緑被率は、衛星画像による植生領域図から算定) ^{※注2}
住宅地	住宅用地	緑被面積=敷地面積×緑被率 (緑被率は、衛星画像による植生領域図から算定) ^{※注2}
商業・業務地	商業用地	緑被面積=敷地面積×緑被率 (緑被率は、衛星画像による植生領域図から算定) ^{※注2}
工業地・運輸施設	工業用地	緑被面積=敷地面積×緑被率 (緑被率は、衛星画像による植生領域図から算定) ^{※注2}
	運輸施設用地	
その他	雑種地	緑被面積=敷地面積×緑被率 (緑被率は、衛星画像による植生領域図から算定) ^{※注2}
	未利用宅地・その他の空地	
	軌道敷	緑被面積=0とした

※注1) 都市計画基礎調査では、都市計画基礎調査の実施要項に定める土地利用分類以外に、福岡市独自の土地利用分類を定め調査・集計していたが、平成29年度からは実施要項に定める土地利用分類のみの調査となっている。これに伴う土地利用区分の変更については、資料編「2. 土地利用区分別緑被面積算出方法の補正」を参照のこと。

※注2) 小呂島については、衛星画像ではなくGoogle Earth航空写真（令和4年4月9日撮影）及び土地利用現況図（令和4年都市計画基礎調査）をもとに作成した。

※注3) 緑被面積の集計にあたり、令和4年都市計画基礎調査結果の土地利用区分の補正を行った。詳細は、資料編「2. 土地利用区分別緑被面積算出方法の補正」を参照のこと。

(2) 緑被分布データの作成（植生領域抽出データの土地利用データ補正）

行政区域別・町丁目・都市計画用途地域・都心部・アイランドシティまちづくりエリアなどの地域毎に緑被面積・緑被率を算出するためには、緑被分布データが必要である。そこで、衛星画像による植生領域抽出データと土地利用現況データをオーバーレイして緑被分布データを作成した（図2-8）。

ただし、表2-2に示した土地利用区分別緑被面積の算定手法と同様に、山林、田、畑、水面、河川敷・海浜・護岸、公共空地、ゴルフ場の緑被率は100%とし、未利用宅地、その他の空地、軌道敷の緑被率は0%とした。



図2-8 植生領域抽出データの土地利用現況データ補正イメージ

3. 保全系・創出系の緑の面積及び割合の算出

保全系・創出系の緑の分類は、現計画に従うものとし（表2-3）、土地利用区分別の緑被面積を加算して、保全系・創出系の緑の緑被面積及び緑被率を算出した。

表2-3 保全系の緑・創出系の緑の分類

保全系の緑		創出系の緑		その他（緑地以外）
緑の種類	土地利用区分	緑の種類	土地利用区分	土地利用区分
森林	山林	公園・緑地等	公共空地	雑種地
農地	田	道路	ゴルフ場	未利用宅地・その他の空地
	畑		道路用地	軌道敷
河川・水面等	農林漁業施設用地	公共公益施設	公共施設用地	
	水面	住宅地	住宅用地	
	河川敷・海浜・護岸	商業・業務地	商業用地	
		工業・運輸施設	工業用地	
			運輸施設用地	

4. 持続性のある緑の面積及び割合の算出方法

(1) 定義

持続性のある緑の定義と種類は、現計画に従って以下のとおりとした。

＜持続性のある緑の定義＞
地域制緑地^{※注}や都市公園等法令などにより永続的に存在し続けることがある程度担保された緑のうち、次のいずれかの要件に当てはまるものと定義します。

- ア 法令により土地利用転換が規制されている緑地
- イ 公的機関がそれに準ずる団体が所有または借地している公園緑地や施設の緑
- ウ その他法令による位置づけがある緑

平成 21 年 福岡市新・緑の基本計画、p.26-27 より

※注) 地域制緑地:都市公園のみならず、社寺境内地等の空地の多い施設や農耕地、山林、河川、水面等、様々な空間を含めた緑地のうち、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区等、一定の地域を指定して定められているもの。

表 2-4 持続性のある緑の種類

区分	緑の種類		持続性のタイプ
保全系の緑	樹林地	自然公園	ア
		保安林（私有保安林、国有林）	ア
		風致地区内の樹林地	ア
		特別緑地保全地区	ア
		緑地保全林地区	ア
		市民緑地	ア
		水道水源かん養林	イ
	農地	生産緑地地区	ア
		農用地区域	ア
		公共団体設置の市民農園	イ
公共団体外が設置している市民農園		ウ	
創出系の緑	河川水辺等	河川、ため池	ア、イ
		海浜	ア、イ
	道路の緑	街路樹	イ
	公園緑地等	都市公園法で規定する公園・緑地・墓園等	イ
		条例で設置の公園（準都市公園）	イ
		港湾緑地	イ
		史跡、遺跡の公園的整備	イ
		公営住宅の児童遊園	イ
	公共公益施設の緑	空港周辺移転補償跡地の公園的整備	イ
		公共施設	イ
	住宅地、商業・業務地、工業地の緑	運輸施設	イ
		緑地協定地区内の私有地の植栽、生垣、庭木など	ウ
		風致地区内の私有宅地の植栽、生垣、庭木など	ウ
		地区計画で定める緑地	ア
工場立地法などによる工場内の緑地		ウ	
公開空地	ウ		

(2) 面積の算出

永続性のある緑の個別面積は、それぞれの公示面積と範囲に関する資料を収集し、公示面積があるものはその面積を採用した。公示面積がないものは、緑被分布データと範囲を GIS 上でオーバーレイして図測した。また、風致地区内の樹林地と民有宅地の緑の面積も図測した。

(3) 全体面積の算出

永続性のある緑は、要素間で位置が重複するものがある（例：保安林と自然公園など）。よって、永続性のある緑全体の面積は、永続性のある緑の要素間の重複面積を GIS 上で図測し、永続性のある緑の要素の面積の合計値から減じることで求めた。

5. 行政区別の緑被面積及び緑被率の算出

行政区別の緑被率は、緑被分布データを GIS 上で行政区とオーバーレイして集計した。行政区の対象範囲は令和 4 年都市計画基礎調査の町丁目データより作成し使用した。

6. 町丁目別の緑被面積及び緑被率の算出

町丁目別の緑被率は、緑被分布データを GIS 上で町丁目とオーバーレイして集計した。町丁目の対象範囲は、令和 4 年都市計画基礎調査のデータを使用した。

7. 都市計画用途地域別の緑被面積及び緑被率の算出

都市計画用途地域の緑被率は、緑被分布データを GIS 上で都市計画用途地域とオーバーレイして集計した。用途地域の対象範囲は令和 4 年都市計画基礎調査のデータを使用した。

※注) 行政区別や町丁目別、都市計画用途地域別の緑被面積及び緑被率は、現計画の目標値に設定されていないが、緑被の現況把握のため集計した。

第3章 調査結果

1. 福岡市の緑の現況量

(1) 全市域の緑被面積及び緑被率

本市全域の緑被面積は 18,984.2ha、緑被率は 55.4%であり、全市域の半分以上が緑で覆われている。市街化区域の緑被面積は 3,246.8ha で、緑被率は 19.8%であった（表 3-1、図 3-1）。

緑被面積の内訳となる土地利用区別の緑被面積を表 3-2 に示す。また、緑被分布データと土地利用現況を図 3-2、図 3-3 に示す。

表 3-1 全市域の緑被面積及び緑被率

	敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)
全市域	34,245.0	18,984.2	55.4
市街化区域	16,372.0	3,246.8	19.8
市街化調整区域等	17,873.0	15,737.3	88.1

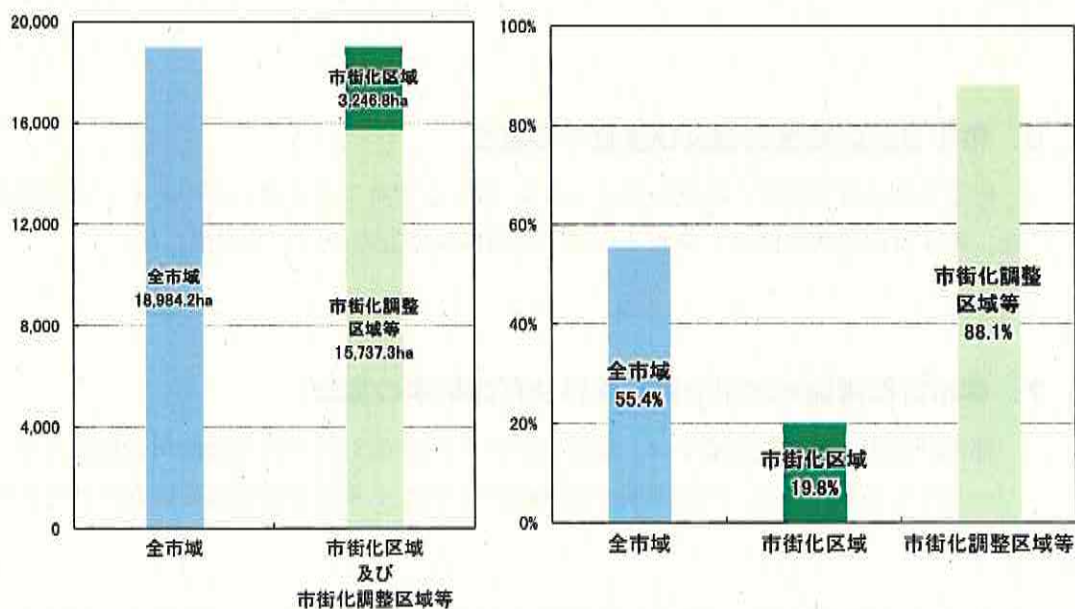


図 3-1 全市域・市街化区域・市街化調整区域の緑被面積及び緑被率
(左：緑被面積、右：緑被率)

表3-2 緑被面積総括表（令和4年）

区分		全市域				市街化区域				市街化調整区域等 ^{※注1}			
		敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	構成比 (%)	敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	構成比 (%)	敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	構成比 (%)
森林	山林	11,312.8	11,312.8	100.0	59.6	241.2	241.2	100.0	7.4	11,071.6	11,071.6	100.0	70.4
	小計	11,312.8	11,312.8	100.0	59.6	241.2	241.2	100.0	7.4	11,071.6	11,071.6	100.0	70.4
農地	田	1,452.2	1,452.2	100.0	7.6	119.4	119.4	100.0	3.7	1,332.8	1,332.8	100.0	8.5
	畑	985.6	985.6	100.0	5.2	117.4	117.4	100.0	3.6	868.2	868.2	100.0	5.5
	農林漁業施設用地	78.5	31.5	40.2	0.2	8.1	2.1	26.1	0.1	70.4	29.4	41.8	0.2
	小計	2,516.2	2,469.3	98.1	13.0	244.9	238.9	97.6	7.4	2,271.3	2,230.4	98.2	14.2
河川・水面等	水面	951.7	951.7	100.0	5.0	535.7	535.7	100.0	16.5	416.0	416.0	100.0	2.6
	河川敷・海浜・護岸	161.3	161.3	100.0	0.8	14.0	14.0	100.0	0.4	147.3	147.3	100.0	0.9
	小計	1,112.9	1,112.9	100.0	5.9	549.7	549.7	100.0	16.9	563.2	563.2	100.0	3.6
公園・緑地等	公共空地	1,716.4	1,716.4	100.0	9.0	802.0	802.0	100.0	24.7	914.4	914.4	100.0	5.8
	ゴルフ場	174.2	174.2	100.0	0.9	3.1	3.1	100.0	0.1	171.1	171.1	100.0	1.1
	小計	1,890.6	1,890.6	100.0	10.0	805.1	805.1	100.0	24.8	1,085.5	1,085.5	100.0	6.9
道路	道路用地	3,680.7	120.4	3.3	0.6	2,971.6	100.9	3.4	0.0	709.1	19.5	2.7	0.0
	小計	3,680.7	120.4	3.3	0.6	2,971.6	100.9	3.4	3.1	709.1	19.5	2.7	0.1
公共 公益 施設	公共施設用地	2,059.6	504.4	24.5	2.7	1,604.9	308.6	19.2	0.1	454.6	195.8	43.1	0.0
	小計	2,059.6	504.4	24.5	2.7	1,604.9	308.6	19.2	9.5	454.6	195.8	43.1	1.2
住宅地	住宅用地	7,248.5	1,125.1	15.5	5.9	6,636.5	888.4	13.4	0.3	612.0	236.6	38.7	0.0
	小計	7,248.5	1,125.1	15.5	5.9	6,636.5	888.4	13.4	27.4	612.0	236.6	38.7	1.5
商業・ 業務地	商業用地	1,646.6	112.7	6.8	0.6	1,463.9	57.8	3.9	0.0	182.7	54.9	30.1	0.0
	小計	1,646.6	112.7	6.8	0.6	1,463.9	57.8	3.9	1.8	182.7	54.9	30.1	0.3
工業・ 運輸 施設	工業用地	851.8	74.5	8.7	0.4	663.7	25.3	3.8	0.0	188.1	49.2	26.2	0.0
	運輸施設用地 ^{※注2}	654.6	107.5	16.4	0.6	276.4	9.2	3.3	0.0	378.2	98.3	26.0	0.0
	小計	1,506.4	182.0	12.1	1.0	940.1	34.5	3.7	1.1	566.3	147.5	26.1	0.9
その他	雑種地	172.6	153.9	89.2	0.8	27.1	21.6	79.7	0.0	145.5	132.3	90.9	0.0
	未利用宅地 ・その他の空地	965.6	0.0	0.0	0.0	763.4	0.0	0.0	0.0	202.2	0.0	0.0	0.0
	軌道敷	132.5	0.0	0.0	0.0	123.6	0.0	0.0	0.0	8.9	0.0	0.0	0.0
	小計	1,270.7	153.9	12.1	0.8	914.1	21.6	2.4	0.7	356.6	132.3	37.1	0.8
合計		34,245.0	18,984.2	55.4	100.0	16,372.0	3,246.8	19.8	100.0	17,873.0	15,737.3	88.1	100.0

- ※注1) 市街化調整区域等は、市街化調整区域及び都市計画区域外である小呂島、玄界島の区域を含む。
- ※注2) 運輸施設用地は、平成19年調査までは公共公益施設に分類していたが、空港や港湾施設だけでなく、運輸用倉庫を多く含むため、平成29年調査より工業・運輸施設へ区分を変更した。
- ※注3) 緑被面積の集計にあたり、令和4年都市計画基礎調査結果の土地利用区分の補正を行った。詳細は、資料編「2. 土地利用区分別緑被面積算出方法の補足」を参照のこと。
- ※注4) 全市域の敷地面積は、都市計画区域の面積（34,082ha）に都市計画区域外（玄界島・小呂島）の面積（163ha）を加算した面積である。
- ※注5) 表中の数値は、四捨五入の関係上、合計が合わない場合がある。

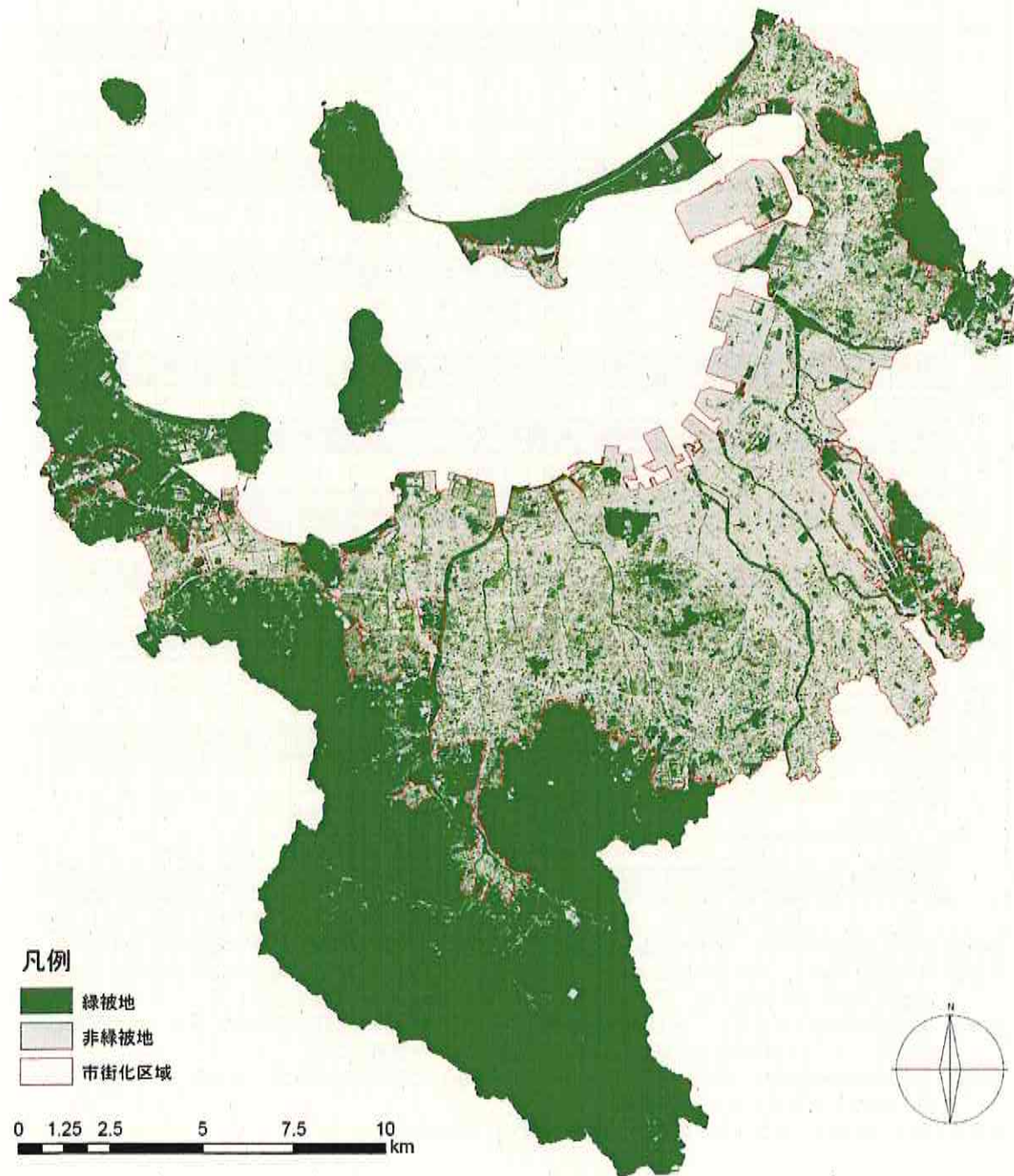
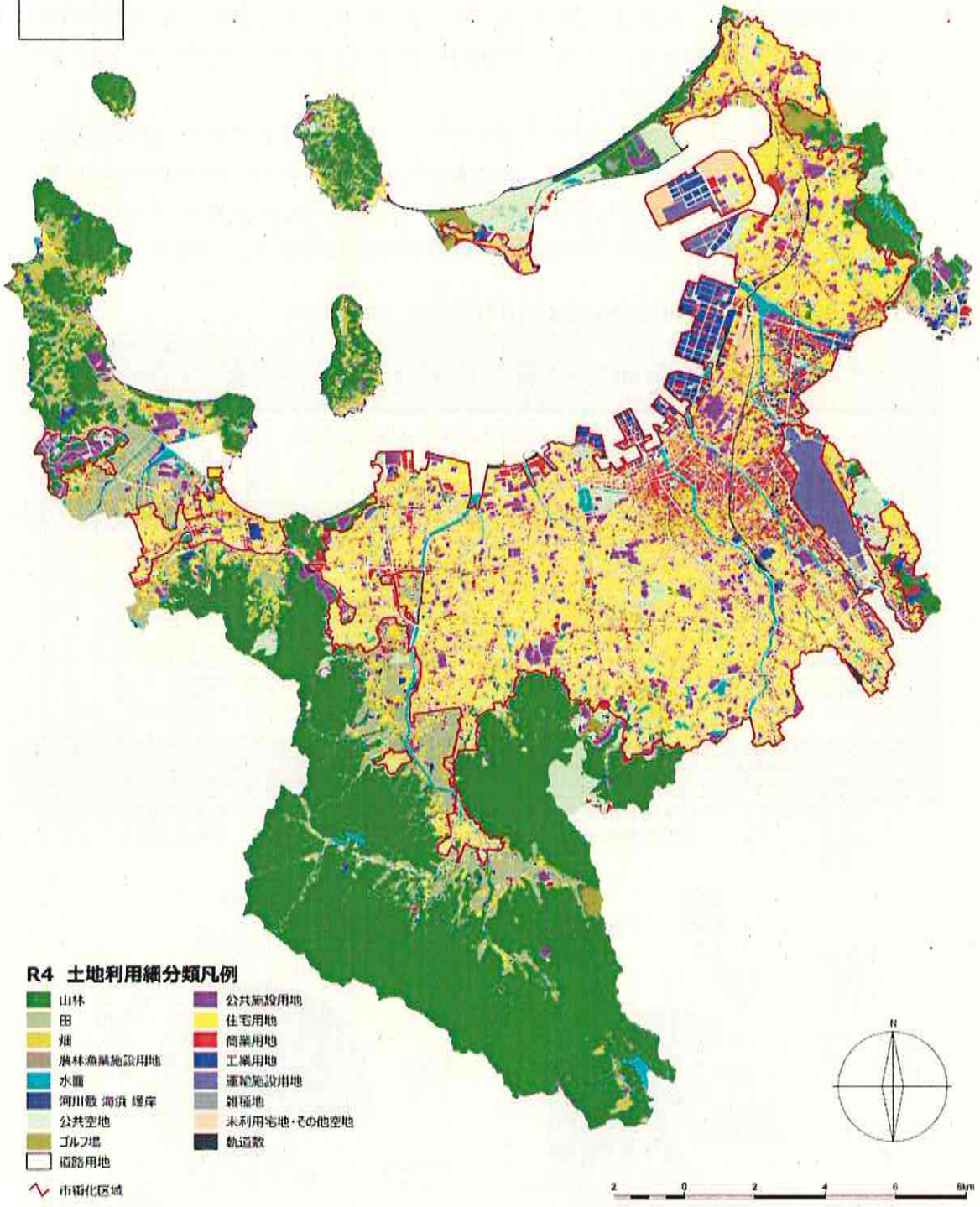
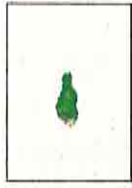


図 3-2 緑被分布データ図 (令和 4 年)



出典：福岡市都市計画基礎調査、令和4年

図3-3 土地利用現況図 細区分（令和4年）

(2) 保全系・創出系の緑の面積及び割合

土地利用区別の緑被面積を保全系・創出系に区分して集計した結果は、表3-3と図3-4に示すとおりである。

全市域のうち、保全系の緑が14,895.1haで78.5%を占め、創出系の緑は4,089.1haで21.5%となっている。緑被面積が最も大きいのは、森林で59.6%と全市域の緑の約6割を占めている。

市街化区域内は、保全系の緑が1,029.8haで31.7%を占めており、創出系の緑が2,217.0haで68.3%を占めている。緑被面積が最も大きいのは、住宅地の緑と公園・緑地等の緑であり、それぞれ市街化区域の緑の27.4%と24.8%を占めている。

また、平成19年と令和4年の保全系・創出系の緑の面積を表3-4に示す。

表3-3 保全系の緑・創出系の緑の面積及び緑被率（令和4年）

区分	全市域				市街化区域				市街化調整区域等				
	敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	構成比 (%)	敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	構成比 (%)	敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	構成比 (%)	
保全系の緑	森林	11,312.8	11,312.8	100.0	59.6	241.2	241.2	100.0	7.4	11,071.6	11,071.6	100.0	70.4
	農地	2,516.2	2,469.3	98.1	13.0	244.9	238.9	97.6	7.4	2,271.3	2,230.4	98.2	14.2
	河川・水面等	1,112.9	1,112.9	100.0	5.9	549.7	549.7	100.0	16.9	563.2	563.2	100.0	3.6
	小計	14,942.0	14,895.1	99.7	78.5	1,035.8	1,029.8	99.4	31.7	13,906.2	13,865.2	99.7	88.1
創出系の緑	公園・緑地等	1,890.6	1,890.6	100.0	10.0	805.1	805.1	100.0	24.8	1,085.5	1,085.5	100.0	6.9
	道路	3,680.7	120.4	3.3	0.6	2,971.6	100.9	3.4	3.1	709.1	19.5	2.7	0.1
	公共公益施設 ^{※注}	2,059.6	504.4	24.5	2.7	1,604.9	308.6	19.2	9.5	454.6	195.8	43.1	1.2
	住宅地	7,248.5	1,125.1	15.5	5.9	6,636.5	888.4	13.4	27.4	612.0	236.6	38.7	1.5
	商業・業務地	1,646.6	112.7	6.8	0.6	1,463.9	57.8	3.9	1.8	182.7	54.9	30.1	0.3
	工業・運輸施設 ^{※注}	1,506.4	182.0	12.1	1.0	940.1	34.5	3.7	1.1	566.3	147.5	26.1	0.9
	その他	1,270.7	153.9	12.1	0.8	914.1	21.6	2.4	0.7	356.6	132.3	37.1	0.8
小計	19,303.0	4,089.1	21.2	21.5	15,336.2	2,217.0	14.5	68.3	3,966.8	1,872.1	47.2	11.9	
合計	34,245.0	18,984.2	55.4	100.0	16,372.0	3,246.8	19.8	100.0	17,873.0	15,737.3	88.1	100.0	

※注) 平成19年調査までは運輸施設用地を公共公益施設として集計していたが、運輸施設用地には空港や港湾施設だけでなく、運輸用倉庫を多く含むため、平成29年調査より工業・運輸施設として集計するよう変更した。

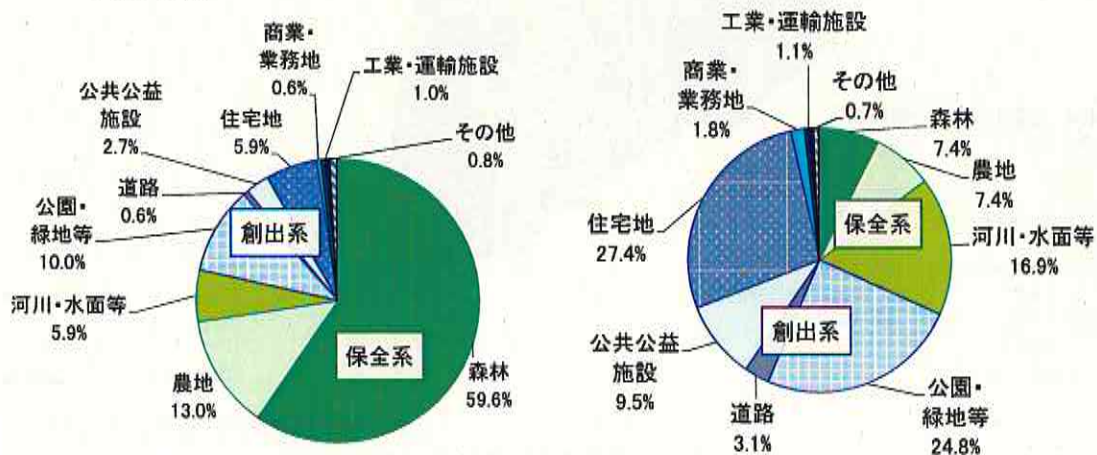


図3-4 保全系・創出系の緑の割合(左:全市域、右:市街化区域)

表 3-4 平成 19 年と令和 4 年の保全系・創出系の緑の面積

区分	全市域				市街化区域				市街化調整区域等 ^{※1}				
	平成 19 年		令和 4 年		平成 19 年		令和 4 年		平成 19 年		令和 4 年		
	敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	敷地面積 (ha)	緑被面積 (ha)	
保全系の緑	森林	11,178.0	11,178.0	11,312.8	11,312.8	214.0	214.0	241.2	241.2	10,964.0	10,964.0	11,071.6	11,071.6
	農地	3,015.0	2,972.7	2,516.2	2,469.3	449.0	443.3	244.9	238.9	2,566.0	2,529.4	2,271.3	2,230.4
	河川・水面等	1,071.0	1,071.0	1,112.9	1,112.9	570.0	570.0	549.7	549.7	501.0	501.0	563.2	563.2
創出系の緑	公園・緑地等	1,636.0	1,636.0	1,890.6	1,890.6	629.0	629.0	805.1	805.1	1,007.0	1,007.0	1,085.5	1,085.5
	道路	3,471.0	110.1	3,680.7	120.4	2,718.0	91.9	2,971.6	100.9	753.0	18.2	709.1	19.5
	公共公益施設 ^{※2}	2,634.0	530.9	2,059.6	504.4	1,870.0	261.0	1,604.9	308.6	764.0	270.0	454.6	195.8
	住宅地	6,717.0	1,226.4	7,248.5	1,125.1	6,026.0	956.5	6,636.5	888.4	691.0	269.9	612.0	236.6
	商業・業務地	1,549.0	94.7	1,646.6	112.7	1,391.0	53.6	1,463.9	57.8	158.0	41.1	182.7	54.9
	工業・運輸施設 ^{※2}	489.0	36.3	1,506.4	182.0	396.0	19.8	940.1	34.5	93.0	16.5	566.3	147.5
	その他	2,300.0	7.6	1,270.7	153.9	1,388.0	2.2	914.1	21.6	912.0	5.4	356.6	132.3
	合計	34,060.0	18,863.7	34,245.0	18,984.2	15,651.0	3,241.2	16,372.0	3,246.8	18,409.0	15,622.5	17,873.0	15,737.3

- ※注1) 市街化調整区域等は、市街化調整区域及び都市計画区域外である小呂島、玄界島の区域を含む。
 ※注2) 運輸施設用地は、平成19年調査までは公共公益施設に分類していたが、空港や港湾施設だけでなく、運輸用倉庫を多く含むため、平成29年調査より工業・運輸施設へ区分を変更した。
 ※注3) 緑被面積の集計にあたり、令和4年都市計画基礎調査結果の土地利用区分の補正を行った。詳細は、資料編「2. 土地利用区分別緑被面積算出方法の補足」を参照のこと。
 ※注4) 全市域の敷地面積は、都市計画区域の面積(34,082ha)に都市計画区域外(玄界島・小呂島)の面積(163ha)を加算した面積である。
 ※注5) 表中の数値は、四捨五入の関係上、合計が合わない場合がある。

【参考 保全系・創出系の緑の主な増減要因(平成19年と令和4年比較)】

区分	主な増減要因	
保全系の緑	森林	主な増加箇所：海の中道周辺、毘沙門山周辺、青葉の杜公園周辺、市南西部で森林が増加している。 主な減少箇所：月隈・東平尾公園周辺、九大伊都キャンパス、東油山ゴルフ場周辺など、市街化区域の各地で小規模な山林が消失している。
	農地	主な減少箇所：九大伊都キャンパスや西南学院大学グラウンドが整備され、九州大学学研都市周辺で宅地が開発された。
	河川・水面等	主な増加箇所：今津で水路の幅が拡幅している。瑞梅寺川や周船寺川の川幅が広がっている。多々良川河口や箱崎4丁目と都市高速の間、博多ポートタワー周辺、西浦漁港の海面が市域とされ、水面が増えている。 主な減少箇所：都市高速環状線(野多目～梅林)で6箇所のため池が埋め立てられた。市街化区域の各地で小規模なため池が消失している。
創出系の緑	公園・緑地等	主な増加箇所：香椎浜中央公園、西南の杜湖畔公園、九大伊都キャンパス敷地内、海の中道環境共生の杜、月隈・東平尾公園周辺、東油山ゴルフ場周辺など。
	道路	主な増加箇所：海の中道パークウェイ、香椎アイランド線、学園通り線、日赤通り、今宿徳永線などで街路樹が整備された。
	公共公益施設	主な増加箇所：九大伊都キャンパス、アイランドシティ(市立こども病院、市総合体育館、照葉北小学校、福岡未来病院)、福岡市西部水処理センター、西南学院大学田尻グリーンフィールドなど。
	住宅地	主な増加箇所：九大学園都市駅周辺や本岡地区、アイランドシティ、千早駅周辺、室見が丘など。 主な減少箇所：福岡市舞祭場(刻の森)、福岡IC周辺の工業用地、九大伊都キャンパス敷地内など。 住宅地全体の緑被率が18.3%から15.5%に下がったため、住宅用地は増加したが緑被面積は減少した。
	商業・業務地	主な増加箇所：九大学園都市駅周辺の幹線沿い、橋本駅周辺、福岡市中央卸売市場、箱崎ふ頭やアイランドシティなどの埋め立て地の商業施設の他、博多金の隈ゴルフヒルズ、アコーディア・ガーデン福岡などのゴルフ練習場など。
工業・運輸施設	主な増加箇所：アイランドシティなどの埋立地、橋本駅駅舎、月の隈JCT周辺、奈多西日本空輸、桑原採石場など。 主な減少箇所：西戸崎 福岡油槽所、蒲田新福岡郵便局、アコーディア・ガーデン福岡ゴルフ練習場など。 全体の緑被率は13.9%から12.1%と下がったため、敷地面積は増加したが緑被面積は増加しなかった。	

※注) 平成19年と令和4年の都市計画基礎調査 土地利用図より読み取った増減要因であり、実際の土地利用変化を確認したものではない。

(3) 永続性のある緑と永続性のない緑の面積及び割合

全市域における永続性のある緑の面積は 11,133.1ha あり、緑の総面積 (18,984.2ha) の 58.6%を占め、半分以上の緑に永続性があると言える。市街化区域における永続性のある緑の面積は 1,793.5ha で、緑の面積 (3,246.8ha) の 55.2%となっており全市域と比べるとやや低くなっている (図 3-5)。

永続性のある緑の内訳は表 3-5 のとおりであり、参考として平成 8 年、平成 19 年の値も示している。また、永続性のある緑の個別項目一覧及び分布図を巻末の資料編に示す。

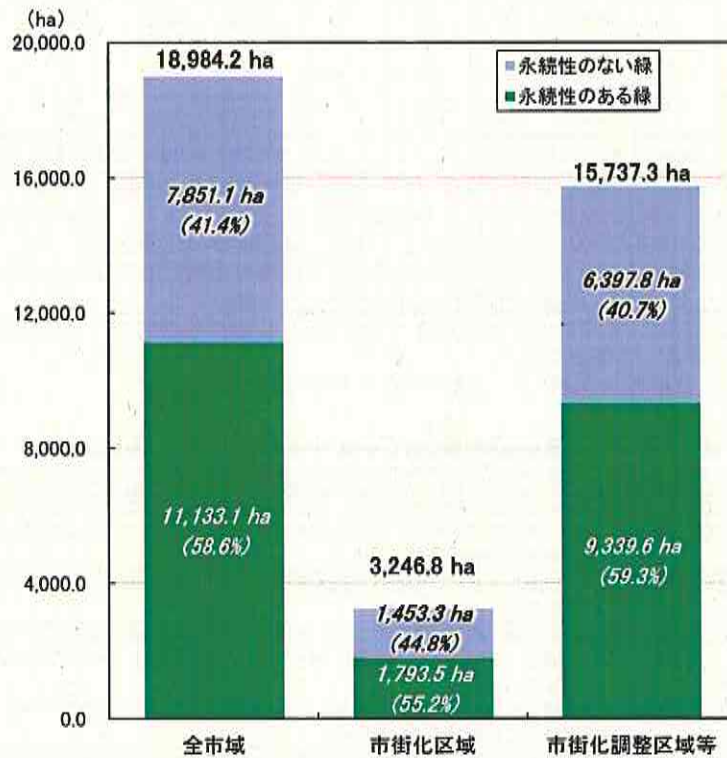


図 3-5 永続性のある緑と永続性のない緑の面積及び割合

表3-5 永続性のある緑の面積（令和4年）

単位:ha,%

	全市域			市街化区域			市街化調整区域等		
	H8年値 (補正値)	H19	R4 現況値	H8年値 (補正値)	H19	R4 現況値	H8年値 (補正値)	H19	R4 現況値
樹林地									
自然公園	4,370.7	4,500.0	4,494.0	0.0	0.0	0.0	4,370.7	4,500.0	4,494.0
保安林(民有保安林、国有林)	3,671.4	3,987.0	3,993.4	0.0	0.0	0.0	3,671.4	3,987.0	3,993.4
風致地区内の樹林地	87.0	23.7	10.5	87.0	23.7	10.5	0.0	0.0	0.0
特別緑地保全地区	90.9	114.5	117.5	87.6	109.3	112.3	3.3	5.2	5.2
緑地保全林地区	4.1	5.6	3.4	3.8	5.3	3.1	0.3	0.3	0.3
市民緑地	0.0	5.2	2.8	0.0	5.2	2.8	0.0	0.0	0.0
水道水源かん養林	0.0	497.0	566.1	0.0	0.0	0.0	0.0	497.0	566.1
重複面積	-3,155.0	-2,491.2	-2,509.5	0.0	-5.1	-3.1	-3,155.0	-2,486.1	-2,506.4
計(重複控除済み) ^{※注1)}	5,069.1	6,641.8	6,678.2	178.4	138.4	125.6	4,890.7	6,503.4	6,552.6
農地									
生産緑地地区	0.0	2.1	2.5	0.0	2.1	2.5	0.0	0.0	0.0
農用地区域	1,620.0	1,669.0	1,634.4	0.0	0.0	0.0	1,620.0	1,669.0	1,634.4
公共団体設置の市民農園	4.4	8.7	8.7	0.0	1.7	1.7	4.4	7.0	7.0
公共団体外が設置している市民農園	2.5	2.8	2.9	2.5	2.1	0.3	0.0	0.7	2.7
重複面積	-	-2.1	0.0	-	-0.7	0.0	-	-1.4	0.0
計(重複控除済み) ^{※注1)}	1,626.9	1,680.5	1,648.5	2.5	5.3	4.5	1,624.4	1,675.2	1,644.1
河川 水辺等									
河川、ため池	959.0	955.0	951.7	549.0	560.0	535.7	410.0	395.0	416.0
海浜	136.0	116.0	161.3	4.0	10.0	14.0	132.0	106.0	147.3
計	1,095.0	1,071.0	1,112.9	553.0	570.0	549.7	542.0	501.0	563.2
道路の緑									
街路樹	89.0	110.1	120.4	71.0	91.9	100.9	18.0	18.2	19.5
計	89.0	110.1	120.4	71.0	91.9	100.9	18.0	18.2	19.5
公園緑地等									
都市公園法で規定する公園・緑地・ 墓園等	1,036.4	1,237.1	1,431.6	518.5	602.6	677.4	517.9	634.5	754.2
条例で設置の公園(準都市公園)	141.0	260.5	227.7	14.0	67.8	54.8	127.0	192.7	172.9
港湾緑地	9.1	27.5	33.6	9.1	27.2	33.2	0.0	0.3	0.3
史跡、遺跡の公園的整備	8.0	30.2	31.5	8.0	6.0	5.7	0.0	24.3	25.8
公営住宅の児童遊園	40.6	41.7	36.2	40.6	41.3	35.8	0.0	0.4	0.4
空港周辺移転補償跡地の公園的整備	15.8	17.1	22.4	7.0	7.3	11.3	8.8	9.8	11.1
重複面積	-113.9	-81.3	-31.5	-86.0	-54.1	-30.8	-27.9	-27.2	-0.7
計(重複控除済み) ^{※注1)}	1,137.0	1,532.8	1,751.5	511.2	697.9	787.4	625.8	834.8	964.0
公共公益施設の緑									
官公庁施設	26.3	42.3		20.6	19.8		5.7	22.6	
文教厚生施設	261.7	288.8	504.4	214.3	204.5	308.6	47.4	84.4	195.8
供給処理施設	42.8	51.4		26.7	22.5		16.1	28.9	
運輸施設 ^{※注2)※注3)}	130.3	148.3	107.5	12.5	14.2	9.2	117.8	134.2	98.3
計	461.1	530.9	611.9	274.1	261.0	317.8	187.0	270.0	294.1
住宅・商業・工業地の緑									
緑地協定地区内の民有地の植栽、生垣、庭木など	29.0	15.9	12.7	29.0	15.9	12.7	0.0	0.0	0.0
風致地区内の民有宅地の植栽、生垣、庭木など	47.0	37.8	35.8	47.0	37.8	35.8	0.0	0.0	0.0
地区計画で定める緑地	0.0	7.2	11.0	0.0	7.2	10.8	0.0	0.0	0.2
工場立地法などによる工場内の緑地	21.0	7.9	9.2	21.0	7.9	9.1	0.0	0.0	0.1
公開空地	7.0	7.7	8.7	7.0	7.7	8.7	0.0	0.0	0.0
重複面積	-	-1.1	0.0	-	-1.1	0.0	-	0.0	0.0
計(重複控除済み) ^{※注1)}	104.0	75.5	77.4	104.0	75.5	77.1	0.0	0.0	0.3
項目をまたぐ重複値	-	-833.6	-867.9	-	-137.6	-169.6	-	-696.0	-698.3
「永続性のある緑」総計(重複控除済み)	9,582.1	10,809.0	11,133.1	1,694.2	1,702.3	1,793.5	7,887.9	9,106.6	9,339.6
「永続性のある緑」が土地に占める割合	28.4%	31.7%	32.5%	11.2%	10.9%	11.0%	42.4%	49.5%	52.3%
「永続性のある緑」が緑全体に占める割合	49.1%	57.3%	58.6%	47.1%	52.5%	55.2%	49.5%	58.3%	59.3%

※注1) 重複範囲を控除した値であり、各項目の総和とは異なる。なお、平成8年値の重複控除は当時の方法によるもの。

※注2) 平成8年値は、平成19年調査の方法で再計算した値。

※注3) 運輸施設は、保全系・創出系の緑の区分上は公共公益施設に含まれないが、永続性のある緑の集計にあたっては平成19年調査までの分類に合わせて公共公益施設の緑とした。

※注4) 表中の数値は四捨五入の関係上、合計が合わない場合がある。

【参考 永続性のある緑の主な増減要因（平成 19 年と令和 4 年比較） その1】

永続性のある緑	主な増減要因
自然公園	玄海国定公園がH26年に見直され、自然公園が6ha減少した。
保安林 (民有保安林、国有林)	長浜海岸元寇防塁や今山遺跡など、西区で新たに民有保安林が追加された。市の南部では既存の民有保安林周辺で範囲が拡大傾向にある。海の中道の国有林が民有保安林(保健)に変更した。 (保安林の分布図面による読み取り)
風致地区内の樹林地	風致地区の指定範囲は変更していないが、風致地区内の樹林地は減少している。減少した樹林地の多くは現在の土地利用が公共空地となっている。松崎風致地区の南部は開発され住宅用地となっている。(風致地区内の樹林地は土地利用現況による読み取り)
特別緑地保全地区	特別緑地保全地区は3.0ha増加した。(67件→71件) 新規：御島崎+1.5ha、大池西+0.1ha、平和+0.4ha、警固+0.9ha 面積増：重留1.7ha→1.8ha
緑地保全林地区	緑地保全林地区は2.2ha減少した。(19件→18件) 新規：2件 名島東、平和 面積増：2件 田島、福留 廃止：3件 野間大池、野方東、野方北 面積減：5件 那珂、日佐、野方東、野方北、平原 ※野方北の面積減少▲1.8haの影響が大きい。
市民緑地	市民緑地は2.4ha減少した。(4件→1件) 廃止：長丘西▲1.5ha、長丘東▲0.7ha、片江▲0.1ha、面積減：御島崎▲0.1ha
水道水源かん養林	主に曲刈ダムと背振ダムの水源かん養林が増加している。 (水源かん養林の分布図面による読み取り)
生産緑地地区	生産緑地地区は0.4ha増加している。(7件→11件) 新規：博多区麦野+0.34ha(3件合計)、博多区板付+0.06ha
農用地区域	農用地区域は市内各地で除外され34.6ha減少している。
公共団体設置の市民農園	面積の増減や指定の変更なし。
公共団体外が設置している市民農園	H29年度まで減少傾向にあったが、H29年以降には14件新規指定されH19年時相当を確保した。 H19～H29：7件廃止(12件→5件)▲1.4ha、 H29～R4：3件廃止/14件新規(5件→16件)+1.5ha
河川、ため池	土地利用区分の取り方の違いにより、面積が増減している。(土地利用現況図による読み取り) 主な増加箇所：今津で水路の幅が拡幅している。瑞梅寺川や周船寺川の川幅が広がっている。多々良川河口や箱崎4丁目と都市高速の間、博多ポートタワー周辺、西浦漁港の海面が市域とされ、水面が増えている。 主な減少箇所：都市高速環状線(野多目～梅林)で6箇所のため池が埋め立てられた。市街化区域の各地で小規模なため池が消失している。
海浜	土地利用区分の取り方の違いにより、面積が増減している。(土地利用現況図による読み取り) 海の中道海浜公園+17ha、百道の砂浜+4.9ha、今津干潟周辺+4.7ha、瑞梅寺川、周船寺川の護岸などが海浜として追加されている。(増加面積は図上計測)
街路樹	海の中道パークウェイ、香椎アイランド線、学園通り線、日赤通り、今宿永線などで街路樹が整備された。
都市公園法で規定する公園・緑地・墓園等	面積増：国営公園海の中道海浜公園(+100.2ha)アイランドシティ中央公園(+4.1ha)、今津運動公園(+12.4ha)、那珂川緑地(+2.5ha)など 新規：かなたけの里(風致公園)の開園(+11.5ha)、香椎浜中央公園の開園(+3.3ha)
条例で設置の公園(準都市公園)	8件減少した。(20件→12件) 「史跡遺跡の公園的整備」と重複していた公園の削除(▲30.2ha)遺跡、元寇防塁等 「港湾緑地」と重複していた公園の削除(▲8.9ha)みなと100年公園 新規：立花寺緑地リフレッシュ農園(+1.7ha)、スポーツ広場4件(+3.6ha)
港湾緑地	6.1ha増加した。(18件→20件) 廃止：小戸2号(▲1.2ha) 新規：御島崎(+0.2ha)、片男佐(+0.6ha)、びあトピア(マリンメッセ)+0.2ha 面積増：みなと100年公園(+3.2ha)、地行(+0.4ha)、百道(+1.0ha)、IC外周緑地(御島崎)+0.4ha、IC外周緑地(香住ヶ丘)+0.5ha、IC外周緑地(香住ヶ丘)+0.65ha、片男佐(微増)
史跡、遺跡の公園的整備	1.3ha増加した。件数の増減なし。(14件→14件) 面積増：板付、梅林、生の松原、大塚、丸隈、吉武、今山、丸隈山 面積減：西新、藤元、青木、今津、山の鼻、比恵環、大塚、吉武
公営住宅の児童遊園整備	公営住宅の数：16件減少(467件→451件) 公営住宅は減少傾向にあるが、公営住宅敷地内の公共空地面積の減少割合はより大きい。公営住宅の建て替え等による公共空地の減少が推測される。

【参考 永続性のある緑の主な増減要因（平成19年と令和4年比較） その2】

永続性のある緑	主な増減要因
空港周辺移転補償跡地の公園的整備	空港周辺移転補償跡地の公園的整備は5.3ha増加した。 運動広場：+2件（9件→11件）新規：鳥越（+0.19ha）、下月隈（+1.35ha）、東平尾2丁目多目的広場（+0.15ha）、廃止：西月隈GB場圃返還（▲0.14ha）、面積増：郷口町（+0.03ha）、二又瀬（+0.13ha） 花壇：+3件（11件→14件）立花寺（+0.11ha）、月隈3丁目（+0.08ha）、西月隈4丁目花壇（+0.005ha） 緩衝緑地：+2.5ha（15.2ha→17.7ha）緩衝緑地の面積は図計計測。
公共施設の緑	九大伊都キャンパス、アイランドシティ（市立こども病院、市総合体育館、照葉北小学校、福岡未来病院）、福岡市西部水処理センター、西南学院大学田尻グリーンフィールドなどが整備された。（土地利用現況図による読み取り）
運輸施設	アイランドシティのコンテナターミナルの整備等により施設面積が増加したが、倉庫などの土地利用区分が運輸施設から工業用地に変更した箇所が多く、施設面積が減少した。（土地利用現況図による読み取り）
緑地協定地区内の民有地の植栽、生垣、庭木など	緑地協定地区の範囲が79.0ha減少した。（126.3ha→47.3ha）▲62.5% 地区内の植栽、生垣、庭木など緑被面積も3.2ha減少した。（15.9ha→12.7ha）▲20.1% 緑地協定地区（17件→15件） 廃止：9件 エバーグリーン生松台（▲27.3ha）、西福岡マリナタウン（▲24.1ha）、西の丘（▲17.0ha）、室見第一住宅（▲8.3ha）、けやき台博多南（▲2.1ha）、シーサイドもち・地行浜1丁目（▲1.9ha）、アーサーパークヴィレッジよるい坂（▲1.0ha）など 新規：7件 香椎照葉3丁目東地区（+5.8ha）、照葉まちづくり戸建住宅（香住ヶ丘中央地区）（+3.1ha）など 廃止した緑地協定地区は規模が大きいものが多く、新規地区は規模が小さいものが多い。 継続している緑地協定地区の多くはアイランドシティ内にある。
風致地区内の民有宅地の植栽、生垣、庭木など	風致地区の指定範囲は変更していない。 風致地区内の民有地（土地利用現況図の「住宅地、商業・業務地、工業地」）の面積は微増しているが（+4.3ha）、衛星データから計測した植栽、生垣、庭木など緑被面積は減少傾向にある（▲2.1ha）。特に鳴栗山風致地区の減少が大きい（▲1.2ha）。
地区計画で定める緑地	地区計画で定める緑地は3.6ha増加した。 新規：26地区（+2.26ha）六本松4丁目（+1.24ha）、若久団地地区（+1.20ha）など 廃止：1地区（▲1.19ha）田尻土地区画整理地区（▲1.19ha） 面積減：地下の広場を集計対象から削除（▲0.06ha）。
工場立地法などによる工場内の緑地	工場立地法の対象となる工場の敷地面積は▲18.2ha（108.4ha→90.2ha）減少したが、衛星データから計測した緑被面積は+1.3ha増加した。
公開空地内の緑	公開空地面積は9.3ha増加した（48.4ha→57.7ha）。 衛星データから計測した緑被面積は1.0ha増加した（7.7ha→8.7ha）。

(4) 行政区別の緑被面積及び緑被率

緑被率が高い行政区は、早良区及び西区でそれぞれ行政区面積の 79.3%、68.5%を占めている。一方、緑被率が低い行政区は、中央区及び博多区でそれぞれ行政区面積の 22.3%、23.1%となっている（表 3-6、図 3-6）。

表 3-6 行政区別の緑被面積及び緑被率

	行政区面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)
東区	6,946	2,887	41.6
博多区	3,162	731	23.1
中央区	1,539	343	22.3
南区	3,098	1,074	34.7
城南区	1,599	583	36.4
早良区	9,587	7,605	79.3
西区	8,415	5,761	68.5

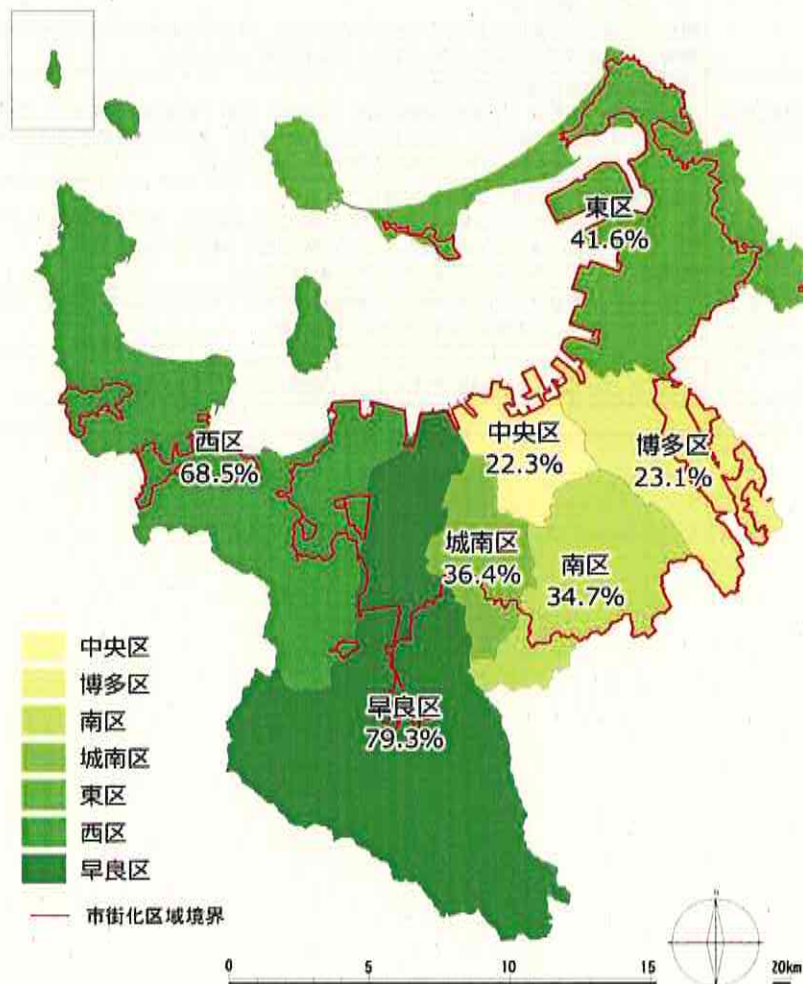


図 3-6 行政区別緑被率（令和 4 年）

(5) 町丁目別の緑被面積及び緑被率

町丁目別緑被率の算定結果を図3-7に示す。このうち、緑被率が特に低い(3%以下)の町丁目36カ所を表3-7に示す。緑被率が低い町丁目は、埋立地や中央区・博多区の都市部に集中しており、特に東区の「みなと香椎」は全街区が緑被率3%以下となっている。

表3-7 緑被率が特に低い町丁目

町丁目名	町丁目面積(m ²)	緑被面積(m ²)	緑被率(%)	行政区	都市計画用途地域
那の津5丁目	204,902	907	0.4	中央区	商業地域、準工業地域
東雲町2丁目	23,947	203	0.8	博多区	第二種住居地域、第一種住居地域
箱崎ふ頭1丁目	378,242	3,423	0.9	東区	準工業地域、近隣商業地域
みなと香椎3丁目	1,070,461	13,704	1.3	東区	準工業地域
昭南町1丁目	22,252	316	1.4	博多区	第一種住居地域、準工業地域
東雲町1丁目	13,357	194	1.4	博多区	第二種住居地域、第一種住居地域
みなと香椎1丁目	693,356	10,335	1.5	東区	準工業地域
渡辺通3丁目	46,676	726	1.6	中央区	商業地域
松田1丁目	175,387	2,748	1.6	東区	準工業地域
那の津3丁目	246,355	4,153	1.7	中央区	準工業地域、商業地域
みなと香椎2丁目	284,987	4,814	1.7	東区	準工業地域
那の津4丁目	195,386	3,391	1.7	中央区	商業地域、準工業地域
銀天町2丁目	18,815	328	1.7	博多区	商業地域
銀天町3丁目	23,654	426	1.8	博多区	商業地域
長浜3丁目	225,011	4,080	1.8	中央区	準工業地域、商業地域
香椎浜ふ頭4丁目	426,434	7,820	1.8	東区	準工業地域
榎田1丁目	215,358	4,024	1.9	博多区	準工業地域、工業地域、(一部市街化調整区域)
古門戸町	50,946	965	1.9	博多区	商業地域
竹丘町3丁目	29,668	574	1.9	博多区	第一種住居地域、商業地域、第二種住居地域
六本松2丁目	62,449	1,231	2.0	中央区	商業地域、近隣商業地域
荒戸1丁目	71,130	1,446	2.0	中央区	商業地域、近隣商業地域
港1丁目	72,630	1,612	2.2	中央区	商業地域、準工業地域
西新4丁目	52,433	1,175	2.2	早良区	商業地域
寿町1丁目	97,018	2,178	2.2	博多区	準工業地域
高砂2丁目	98,176	2,210	2.3	中央区	商業地域
吉塚5丁目	158,724	3,844	2.4	博多区	準工業地域、商業地域、第一種住居地域
寿町3丁目	36,656	925	2.5	博多区	商業地域
店屋町	72,083	1,820	2.5	博多区	商業地域
相生町2丁目	27,504	718	2.6	博多区	第一種住居地域、商業地域
港3丁目	143,600	3,916	2.7	中央区	工業地域、準工業地域、第一種住居地域
女原北	112,908	3,081	2.7	西区	第一種中高層住居専用地域、準住居地域
相生町1丁目	42,479	1,165	2.7	博多区	準工業地域
博多駅南4丁目	191,736	5,353	2.8	博多区	準工業地域、商業地域
大名1丁目	151,935	4,324	2.8	中央区	商業地域
豊2丁目	150,343	4,432	2.9	博多区	準工業地域
博多駅南6丁目	140,198	4,164	3.0	博多区	準工業地域

※注) 全町丁目(1,139区分)から、緑被率が3%以下を抜き出している。

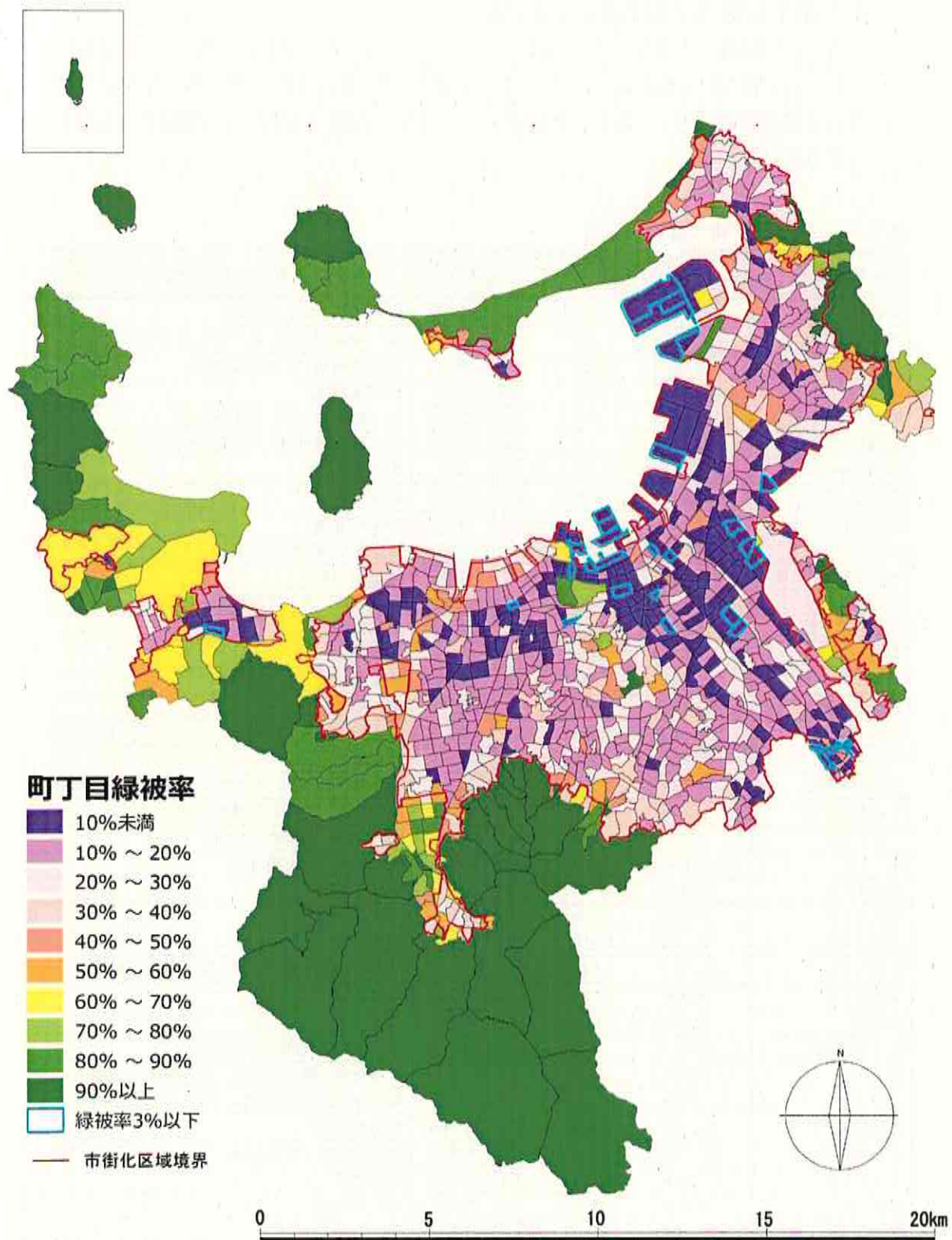


図3-7 町丁目別緑被率（令和4年）

(6) 都市計画用途地域別の緑被面積及び緑被率

都市計画用途地域別の緑被面積の算定結果を表3-8と図3-8、図3-9に示す。

緑被率が高い用途地域は、第一種低層住居専用地域(26.5%)、第一種中高層住居専用地域(27.5%)、第一種住居地域(22.1%)で、これらの用途地域の緑被面積を合計すると市街化区域の緑被面積の76.5%を占める。

表3-8 都市計画用途地域別の緑被面積及び緑被率

	用途地域面積 (ha)	緑被面積 (ha)	緑被率 (%)	構成比 (%)
第一種低層住居専用地域	4,088	1,082	26.5	33.3
第二種低層住居専用地域	10	1	14.0	0.0
第一種中高層住居専用地域	2,410	664	27.5	20.4
第二種中高層住居専用地域	345	51	14.7	1.6
第一種住居地域	3,338	739	22.1	22.8
第二種住居地域	1,570	264	16.8	8.1
準住居地域	166	15	8.9	0.5
近隣商業地域	333	25	7.4	0.8
商業地域	1,484	131	8.8	4.0
準工業地域	2,011	198	9.8	6.1
工業地域	574	77	13.4	2.4
工業専用地域	43	2	4.5	0.1

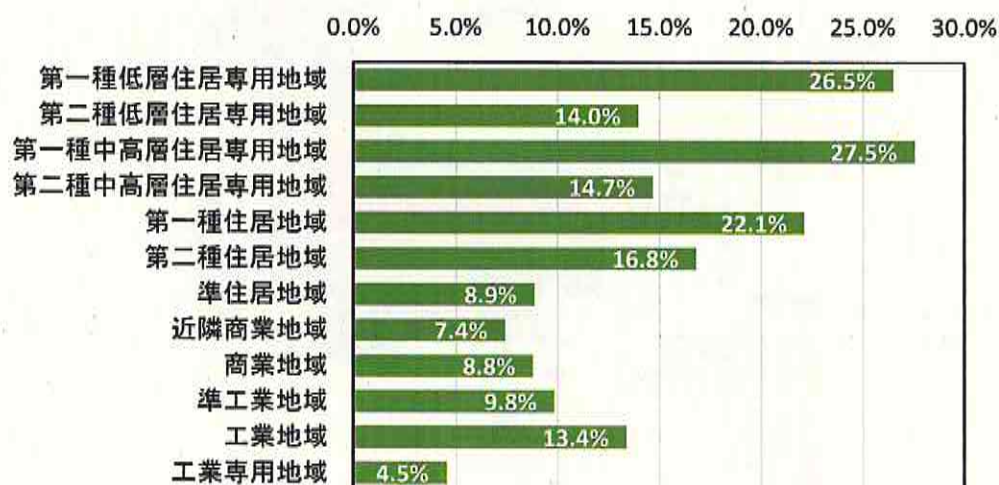


図3-8 都市計画用途地域別緑被率